

指定管理者制度を導入した施設の 管理運営状況に関する報告書 【平成２０年度版】



平成２０年１１月

茅ヶ崎市

目 次

I 本報告書について

1 目的	1
2 対象となる施設	2
3 報告事項	3
4 対象期間	3

II 指定管理者を導入した施設の管理運営状況

◎ シートの見方	4
----------	---

1 レクリエーション・スポーツ施設

1-1 茅ヶ崎市営体育施設、茅ヶ崎市体育館	6
1-2 茅ヶ崎市屋内温水プール	10

2 基盤施設

2-1 茅ヶ崎市自転車駐車場	12
2-2 茅ヶ崎市駐車場	16

3 文化施設

3-1 茅ヶ崎市民文化会館	20
3-2 茅ヶ崎市美術館	22
3-3 浜須賀会館	24
3-4 海岸地区コミュニティセンター	26
3-5 小和田地区コミュニティセンター	28
3-6 小出地区コミュニティセンター	30
3-7 コミュニティセンター湘南	32
3-8 茅ヶ崎地区コミュニティセンター	34
3-9 南湖会館	36
3-10 鶴嶺東コミュニティセンター	38
3-11 茅ヶ崎市民活動サポートセンター	40
3-12 茅ヶ崎市茶室・書院（松籟庵）	42

4 医療・社会福祉施設

4-1 子どもの家銀河（ぎんが）	44
4-2 子どもの家わいわいハウス	46

4-3	子どもの家わくわくらんど	48
4-4	子どもの家茅っ子（かやっこ）	50
4-5	子どもの家さんぼみち	52
4-6	茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園	54
4-7	茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム	56
4-8	茅ヶ崎市今宿児童クラブ	60
4-9	茅ヶ崎市梅田児童クラブ	62
4-10	茅ヶ崎市浜須賀児童クラブ	64
4-11	茅ヶ崎市浜之郷児童クラブ	66
4-12	茅ヶ崎市小出児童クラブ	68
4-13	茅ヶ崎市小和田児童クラブ	70
4-14	茅ヶ崎市松浪児童クラブ	72
4-15	茅ヶ崎市緑が浜児童クラブ	74
4-16	茅ヶ崎市茅ヶ崎児童クラブ	76
4-17	茅ヶ崎市東海岸児童クラブ	78
4-18	茅ヶ崎市福社会館	80
4-19	茅ヶ崎市老人憩の家（皆楽荘）	82
4-20	茅ヶ崎市老人憩の家（浜須賀会館）	84
4-21	茅ヶ崎市老人憩の家（萩園いこいの里）	86
4-22	茅ヶ崎市老人福祉センター	88
4-23	茅ヶ崎市松林ケアセンター	90
4-24	茅ヶ崎市元町ケアセンター	92
4-25	茅ヶ崎市萩園ケアセンター	94

I 本報告書について

1 目的

本市における公の施設※1には、文化施設、スポーツ施設、学校、道路、公園等をはじめ、様々な施設があります。これらの施設の管理については、従来、直営での管理のほか、財団法人茅ヶ崎市都市施設公社等の出資法人その他の団体に管理を委託しており、さらには福祉施設等の一部においては、利用料金制度※2も採用し、市民サービスの向上と効率的な施設管理に努めてきました。

平成15年9月2日に地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）が施行されたことにより、「指定管理者制度」が創設されました。このことにより、公共的団体等だけでなく、民間事業者も指定管理者として公の施設の管理を行うことができるようになりました。

指定管理者制度は、従来の管理委託制度と比較すると、指定管理者に公の施設の使用許可権限を付与することで、より管理実態に合わせた管理が可能となることや、民間事業者等のノウハウの発揮により、施設機能のさらなる向上が期待できるなど、施設の利用者へのサービスの向上が図られます。また、民間事業者等が効率的に施設管理を行うことにより、管理にかかる経費の縮減等も見込まれます。

本市においても、平成19年度までに、59施設について指定管理者制度を導入してきました。

本報告書は、平成17年度から平成19年度の決算をもとに作成し、本市における指定管理者制度導入施設の管理運営状況を把握するとともに、施設の管理運営における課題を整理し、公表するものです。

今後も前年度の決算の手続き終了後を目処として毎年度公表していきます。

※1 公の施設とは

地方自治法第244条第1項に基づく、「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設」のこと。体育館、学校、公民館、道路、公園等。

※2 利用料金制度とは

施設に係る利用料金収入を、管理受託者（指定管理者を含む。）の収入とする制度のこと。原則として収入をもって管理費を賄うので、管理受託者の自立的な経営努力が発揮しやすくなる。また、地方公共団体及び管理受託者の会計事務の効率化が図られる。

2 対象となる施設

本市の公の施設のうち、平成19年度までに指定管理者制度を導入した59施設を、本報告書における対象施設としました。ただし、次に掲げる施設については、本報告書ではそれぞれを1施設としてとりまとめました。

本報告書における施設の名称	施設の名称
茅ヶ崎市営体育施設、茅ヶ崎市体育館	茅ヶ崎公園野球場・庭球場
	相模川河畔スポーツ公園陸上競技場・庭球場
	芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場・庭球場
	茅ヶ崎市体育館
茅ヶ崎市自転車駐車場	新栄町第一自転車駐車場
	新栄町第二自転車駐車場
	新栄町第三自転車駐車場
	ツインウェイ北自転車駐車場
	ツインウェイ南自転車駐車場
	幸町自転車駐車場
	共恵自転車駐車場
	駅南口臨時自転車駐車場
	本宿町自転車駐車場
茅ヶ崎市駐車場	茅ヶ崎駐車場
	ツインウェイ自動車駐車場
	東海岸南自動車駐車場
茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム	ふれあい活動ホーム赤羽根
	ふれあい活動ホームあかしあ
	ふれあい活動ホーム第2あかしあ

また、対象施設について、施設の特性に応じて次のとおり区分しました。

- 1 レクリエーション・スポーツ施設
- 2 基盤施設
- 3 文化施設
- 4 医療・社会福祉施設

3 報告事項

対象となる施設について、施設の設置目的や所在地等の基礎的な情報を示した後、施設の管理運営状況に関する次の事項について取りまとめました。

- 1 指定管理業務の履行状況
- 2 サービス提供の状況
- 3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移
- 4 今後の業務改善に向けた考え方

また、上記事項に関する次の資料について取りまとめました。

- 1 利用者数
- 2 管理運営コストの内訳
- 3 使用料収入
- 4 利用者一人あたりのコスト
- 5 常勤換算後の人数
- 6 施設の稼働率

4 対象期間

本報告書の対象となる事業年度は、平成17年度から平成19年度までとしました。

また、施設によっては、対象期間である平成17年度から平成19年度の途中で指定管理者制度を導入した施設もあります。このような施設については、管理運営コストの把握に当たって、次の考え方に基づいて計算を行いました。

- 指定管理者制度の導入前

市が当該施設の管理運営のために要する費用を管理運営コストとします。

- 指定管理者制度の導入後

指定管理者が当該施設の管理運営のために要する費用を管理運営コストとします。

Ⅱ 指定管理者を導入した施設の管理運営状況

- 1 レクリエーション・スポーツ施設
- 2 基盤施設
- 3 文化施設
- 4 医療・社会福祉施設

シートの見方

【施設番号 3-12】

当該施設の概要について記載しています。なお、自転車駐車場等のように、シート上は1施設で表記しているが、実際の施設は複数ある場合には、個別の施設ごとの概要を別表にてとりまとめました。

施設名	茅ヶ崎市茶室・書院（松籟庵）		施設所管課	公園みどり課
施設の設置目的	市民の文化及び教養の向上を図るため			
所在地	東海岸北 1－4－50	設置年月日	平成3年11月3日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後4時30分までとする。			
建物規模	敷地面積	2,017 m ²	延べ床面積	126 m ²
	会議室等の内容	次の間・書院・水屋、茶室・水屋		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.4.1～H20.3.31	
施設の沿革	平成3年7月より開設。委託から平成18年度に指定管理者制度に移行。			

当該施設の指定管理業務の履行状況について、市の所管課の総括的なコメントを記載しました。

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的である市民の文化教養の向上を図り、茶道等を通じた日本文化の場として使用されるように施設及び庭園の維持管理に努めている。また、茅ヶ崎の観光資源の一つとして市外からも一般来園者が多数訪れる中、利用者の満足度を高める努力をしている。なお、指定管理者とは年2回程度の情報更新・意見交換の機会を設け、協定面・仕様書等に定める業務について相互の確認をもとに、適正に管理運営が行われている。

当該施設のサービス提供の状況について、市の所管課の総括的なコメントを記載しました。

2 サービス提供の状況

指定管理者の導入により、使用の申請や承認・管理事務が一元化され迅速で細やかな事務処理が行われ、利用者の利便性の向上が図られている。また、利用者からの要請等をふまえた炭点前の実現や座イスの配置が好評であるほか、平成19年度もふすまや障子の張替等の改善も行い、サービス・施設の質の向上に努めている。

当該施設の利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移を、17年度から19年度までの3カ年について、右ページの資料に基づき記載しています。あわせて、推移の要因について、市の所管課のコメントを記載しました。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成19年度も前年度に引き続き大幅な利用者数の増加となった。要因としては、前年度以前の新規利用者層が固定利用者として定着し始めたことに加え、団体利用時の利用参加者が施設の利用の存在や使いやすさを認識し、新規利用者として施設利用を始めたことが考えられる。

【管理運営コスト】
平成19年度は直近3年間で最も施設管理にかかるコストが少ない年度となった。効率的な管理組織による人員体制が確立し、人件費の大幅な縮減に成功したこと、修繕に関しては可能な範囲内で職員が行うことを徹底し、修繕費の縮減に努めたことが原因と考えられる。

【使用料】
使用料収入は前年度対比で約127%となっており、利用者数のみならず利用件数自体にも大きな伸びがあったことがうかがえる。

当該施設の今後の業務改善に向けた考え方について、市の所管課の総括的なコメントを記載しました。

4 今後の業務改善に向けた考え方

これまで通り、常設の要望箱及びアンケートの実施等により利用者からの要望の把握に努め、施設の整備・改修あるいは利便性の向上について随時検討し、実施していくように指導する。また、庭園との一体的な利用を含めた指定管理者による自主事業の充実なども引き続き検討課題とし、より一層の市民サービスの向上を目指す。さらに、これまでの利用状況から、書院の利用が多いものの施設の特異性から茶室の利用が少ないため、さらなる周知により利用率の向上を図る。

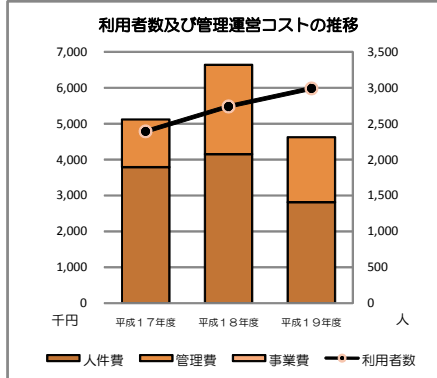
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	2,395	2,741	2,991

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	3,792,731	4,154,457	2,815,821
管理費	1,323,983	2,488,325	1,806,239
事業費	—	—	—
合計	5,116,714	6,642,782	4,622,060



当該施設の利用者数、管理運営コストを、平成17年度から平成19年度までの3カ年について、左ページのコメントの資料として記載しました。(管理運営コストについては、管理形態が管理委託の場合は市が支出したコストを、指定管理者制度の場合は指定管理者が支出したコストを掲載しました。) また、それらの推移をグラフにて示しました。

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	1,334,000	1,676,500	2,132,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	2,136	2,423	1,545

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

当該施設の使用料収入及び利用者一人あたりのコストを、平成17年度から平成19年度までの3カ年について、左ページのコメントの資料として記載しました。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	5	1.70

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

当該施設に所属されている職員等及び臨時職員等が、常勤換算後、職員等の何人分に相当するのかを記載しました。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
次の間・書院・水屋	32.25	44.82	51.79
茶室・水屋	8.47	10.19	11.85

$$\text{稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

当該施設の会議室等の稼働率を、平成17年度から平成19年度までの3カ年について、左ページのコメントの資料として記載しました。なお、茅ヶ崎市心身障害児通園施設、茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム及び茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

1 レクリエーション・スポーツ施設

【施設番号 1-1 】

施設名	茅ヶ崎市営体育施設、茅ヶ崎市体育館		施設所管課	スポーツ課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
所在地	別表1-1参照	設置年月日	別表1-1参照	
休場日及び休館日	別表1-1参照			
開場時間及び開館時間	別表1-1参照			
建物規模	敷地面積	別表1-1参照	延べ床面積	別表1-1参照
	会議室等の内容	別表1-1参照		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1～H22.3.31	
施設の沿革	別表1-1参照			

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的であるスポーツの振興を図り、市民が利用しやすいスポーツ施設の環境の整備に努めている。市民の心身の健全な発達に寄与するため、利用者の満足度を高める努力をしている。また、指定管理者と年間2回以上の情報交換および意見交換の機会を設け、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

体育館用の用具(審判台、ネット等)やソフトボール用フェンスの新調や新規配備、芹沢スポーツ広場野球場における外野ネット、防護マットの設置など、サービスの向上に努めている。また、全従事職員について普通救命講習修了の促進を図るなど、利用者に対する安全配慮がなされている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成19年度の利用者数は、茅ヶ崎市体育館の改修工事による3ヶ月間利用を休止、及び相模川河畔スポーツ公園庭球場整備による約1ヶ月間利用を休止したため、平成18年度の利用者数に比べて約10、600人の減少であるが、1ヶ月当たりの利用者数は増加している。
【管理運営コスト】 茅ヶ崎市体育館が改修工事のため3ヶ月間利用を休止したため、その間の管理運営コストがかからなかった。また、茅ヶ崎公園野球場を中心とした体育施設の委託内容の見直しにより、全体的には対前年度比約22%の削減が図られた。
【使用料】 平成19年度の使用料は、茅ヶ崎市体育館の改修工事により3ヶ月間利用を休止、及び相模川河畔スポーツ公園庭球場整備により約1ヶ月間利用を休止したが、庭球場の全体的な利用件数の増加、茅ヶ崎公園野球場の冬季開場による利用件数の増加等のため、平成18年度の使用料収入と比較すると約12万円の増である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

ニュースポーツ用具等の備えを拡充し、近年の種目の多様化に対応するとともに、従来競技用具設備の充実を引き続き図る。また、施設の附属設備や、体育館個人開放の有効利用、利用拡大の検討を図っていく。

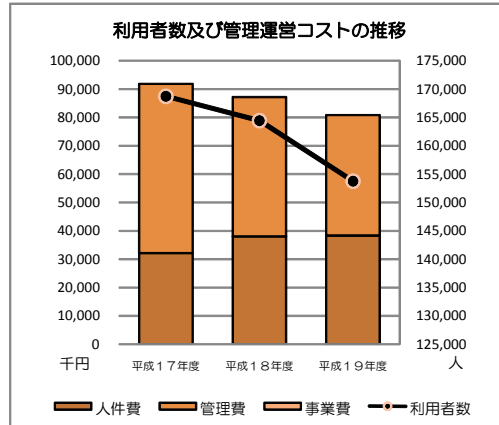
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	168,744	164,447	153,761

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	32,184,769	38,061,917	38,331,714
管理費	59,636,796	49,130,032	42,526,131
事業費	—	—	—
合計	91,821,565	87,191,949	80,857,845



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	14,142,170	14,342,570	14,462,325

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	544	530	526

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	7	10	12.13

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
茅ヶ崎市公園野球場	49.28	53.60	52.69
茅ヶ崎市公園庭球場	97.69	96.42	99.59
相模川河畔スポーツ公園陸上競技場	26.30	26.89	28.74
相模川河畔スポーツ公園庭球場	95.58	97.39	97.53
芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場	42.62	48.03	51.00
芹沢スポーツ広場庭球場	89.68	95.73	94.72
茅ヶ崎市体育館 競技場	90.08	93.37	94.96
茅ヶ崎市体育館 柔剣道場	65.27	67.74	68.38
茅ヶ崎市体育館 多目的室	73.48	77.92	79.67

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

別表1-1 茅ヶ崎市営体育施設、茅ヶ崎市体育館の施設の概要

施設名	茅ヶ崎公園野球場・庭球場		施設所管課	スポーツ課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
設置年月日	平成9年4月1日（改修）		所在地	中海岸3-3-11
休場日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開場時間	茅ヶ崎公園野球場(野球場に限る。)	①5月から8月までの日曜日及び土曜日：午前7時30分から午後6時15分まで。 ②5月から8月までの火曜日から木曜日まで：午前5時30分から午後5時15分まで。 ③①及び②に規定する日以外の日：午前8時30分から午後5時15分まで。		
	茅ヶ崎公園野球場(会議室に限る。)及び茅ヶ崎公園庭球場	①5月から8月までの日曜日及び土曜日：午前7時30分から午後6時15分まで。 ②①に規定する日以外の日：午前8時30分から午後5時15分まで。		
建物規模	敷地面積	26,422 m ²	会議室等の内容	更衣室・本部室・役員室・記者室・身障者客室・会議室
	延べ床面積	3,148 m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成9年4月1日改修整備。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	相模川河畔スポーツ公園陸上競技場・庭球場		施設所管課	スポーツ課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
設置年月日	昭和44年6月1日		所在地	中島1475-2
休場日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開場時間	相模川河畔スポーツ公園陸上競技場	午前8時30分から午後5時15分まで。		
	相模川河畔スポーツ公園庭球場	①5月から8月までの日曜日及び土曜日：午前7時30分から午後6時15分まで。 ②①に規定する日以外の日：午前8時30分から午後5時15分まで。		
建物規模	敷地面積	24,000 m ²	会議室等の内容	事務室・更衣室
	延べ床面積	— m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和44年6月1日開場。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場・庭球場		施設所管課	スポーツ課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
設置年月日	昭和57年7月23日		所在地	芹沢430-3
休場日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開場時間	①5月から8月までの日曜日及び土曜日：午前7時30分から午後6時15分まで。 ②①に規定する日以外の日：午前8時30分から午後5時15分まで。			
建物規模	敷地面積	14,479 m ²	会議室等の内容	事務室・更衣室
	延べ床面積	— m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和57年7月23日開場。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	茅ヶ崎市体育館			施設所管課	スポーツ課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため				
設置年月日	昭和41年4月1日			所在地	十間坂3-6-5
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。				
開館時間	午前8時30分から午後9時15分までとする。				
建物規模	敷地面積	2,942	m ²	会議室等の 内容	競技場・柔剣道場・多目的室
	延べ床面積	2,338	m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和41年4月1日開館。平成18年度から指定管理者制度導入。				

【施設番号 1-2 】

施設名	茅ヶ崎市屋内温水プール		施設所管課	スポーツ課	
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため				
所在地	萩園820		設置年月日	昭和56年4月1日	
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。				
開館時間	午前9時30分から午後8時45分まで。				
建物規模	敷地面積	4,622 m ²		延べ床面積	1,076 m ²
	会議室等の内容	大人用プール（25メートル5コース）、子供用プール、採暖室、事務室			
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社				
指定管理者制度導入年度	平成18年度		指定管理期間	H18.4.1～H20.3.31	
施設の沿革	昭和56年4月1日開館、平成18年度に指定管理者制度に移行。				

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的であるスポーツの振興を図り、市民が利用しやすいスポーツ施設の環境の整備に努めている。市民の心身の健全な発達に寄与するため、利用者の満足度を高める努力をしている。また、指定管理者と年間2回以上の情報交換および意見交換の機会を設け、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

平成18年度末に配備した貴重品ロッカーの運用や、全従事職員について普通救命講習修了の促進を図るなど、利用者に対する安全配慮がなされている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成19年度の利用者数は、耐震上の理由から平成19年12月28日をもって休館のため、平成18年度の利用者数に比べて約12,200人の減少であるが、1ヶ月当たりの利用者数は増加している。
【管理運営コスト】 平成19年12月28日をもって休館のため、平成19年度は、3ヶ月間分の管理運営コストがかからなかった。
【使用料】 3ヶ月間休館のため、平成18年度の利用料と比較すると、約282万円の減である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

屋内温水プールについては、耐震上問題があるため平成19年12月28日をもって休館している。平成21年度建設工事を予定しており、早期の開館に向けて準備をしている。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	65,166	65,920	53,677

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	12,401,267	9,821,710	7,446,697
管理費	56,880,093	58,774,733	47,812,717
事業費	—	—	—
合計	69,281,360	68,596,443	55,259,414

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	10,056,400	10,288,300	7,461,300

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

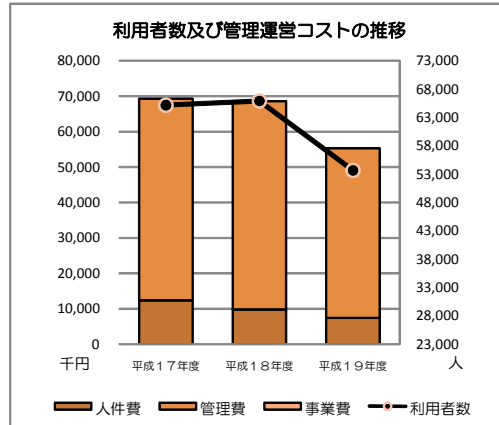
項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	1,063	1,041	1,029

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後 の人数
人数	2	3	3.58

●施設の稼働率

※茅ヶ崎市屋内温水プールは定員が設定されていないため稼働率は記載していません。



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

2 基盤施設

【施設番号 2-1 】

施設名	茅ヶ崎市自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
所在地	別表2-1参照	設置年月日	別表2-1参照	
休場日	1月1日から同月3日までとする。			
供用時間	午前6時から午後10時までとする。ただし、駅南口臨時自転車駐車場にあっては午前9時から午後9時までと、ツインウェイ南自転車駐車場にあっては午前7時から午後10時までとする。			
建物規模	敷地面積	別表2-1参照	延べ床面積	別表2-1参照
	会議室等の内容	別表2-1参照		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.4.1～H20.3.31	
施設の沿革	別表2-1参照			

1 指定管理業務の履行状況

通勤・通学または駅周辺への買い物等で、自転車を利用する市民の利便に資することを目的として設置された自転車駐車場が常に満車状態にある中、より多くの市民が利用しやすいように、長年の管理経験によって培ったノウハウを駆使し、自転車駐車場の整備に努めている。
指定管理者とは年5回以上協議し、情報交換及び意見交換を行っている。
業務内容については、条例・規則を遵守し、仕様書・協定書等に定められている業務を、適正に実施している。

2 サービス提供の状況

指定管理者制度による利用料金制度の特性を生かし、施設利便性の向上への取り組みと施設の安全確保を目的として、幸町自転車駐車場のサイクルペアーの大規模修繕、ツインウェイ北自転車駐車場・駅南口臨時自転車駐車場の券売機交換など修繕工事を積極的に行っている。また、利用者要望と利用状況から判断し、新栄町自転車駐車場の定期発行上限枚数を引き上げるなどソフト面での利用向上についても実施している。
施設職員に対して内部・外部研修を行い接遇の向上、施設管理に必要な生きた知識・技術の習得に努めている。
利用者ニーズを把握のために、利用者意見箱である「施設への提案」を各施設に設置し、質の高いサービスの提供に努めている。
クレームへの対応は、各管理事務所で原因・背景・改善について協議検討し、職員による苦情処理委員会により、解決策・再発防止策を組織的に対応している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成19年度の利用者数は前年対比で2.39%増加した。自転車・原動機付自転車ともに概ね増加の傾向にある。幸町自転車駐車場については、自転車・原動機付自転車ともに一時利用が減少し、定期利用が増加していることから、利用方法の変更が生じたものと推測される。
なお、利用者の内訳は一時利用者と定期利用者数である。

【管理運営コスト】
平成19年度は、前年対比で3.1%の支出増となっている。増加の原因は管理経費の増加であるが、この中には施設の利便性の向上や安全確保を図るため、修繕や備品の購入費を行ったことに対する支出が含まれている。この支出を除いた場合の管理支出経費の合計では、前年に対して98.1%と、直近4年間で最も低いコストでの管理運営であった。

【使用料】
平成18年度に比べ、約800万の増額となった。

4 今後の業務改善に向けた考え方

茅ヶ崎駅周辺の自転車駐車場はいずれも慢性的に満車に近い状態にあり、物理的に大量の自転車を収容できない状況にある。自転車駐車場全体で年間約300台の長期滞留自転車（移動が確認されない自転車）があり、稼働率の向上のため、より多くの市民が利用できるよう移動・処分を定期的の実施していく。また、引き続き回数券の販売を検討し、新たな利用者の開拓に努める。

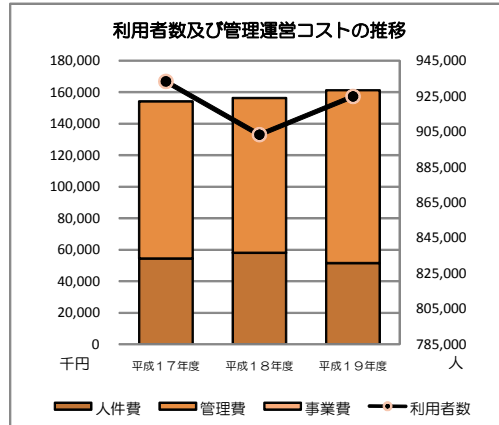
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	933,357	903,278	924,898

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	54,420,344	58,120,984	51,554,782
管理費	99,820,087	98,232,569	109,645,129
事業費	—	—	—
合計	154,240,431	156,353,553	161,199,911



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	233,847,800	233,465,750	241,435,550

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	165	173	174

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	8	24	21.71

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
新栄町第一・第二・第三自転車駐車場	76.50	77.80	81.70
ツインウェイ北自転車駐車場	90.30	90.70	93.10
ツインウェイ南自転車駐車場	102.00	109.10	118.50
幸町自転車駐車場	114.60	112.50	114.40
共恵自転車駐車場		100.50	99.40
駅南口臨時自転車駐車場	164.10	157.20	161.70
本宿町自転車駐車場	97.70	99.80	99.60

※茅ヶ崎市自転車駐車場は利用率とします。

$$\text{※利用率} = \frac{\text{1日平均利用台数 (年間総利用台数} \div \text{年間開場数)}}{\text{収容可能台数}}$$

別表2-1 茅ヶ崎市自転車駐車場の施設の概要

施設名	新栄町第一自転車駐車場			施設所管課	安全対策課	
施設の設置目的		自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため				
設置年月日	昭和57年3月1日			所在地	新栄町13-45	
建物規模	敷地面積	686 m ²		会議室等の 内容	立体自走式3層 収容台数1,992台（自転車）	
	延べ床面積	1,609 m ²				
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18年度	
施設の沿革	昭和57年3月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。					

施設名	新栄町第二自転車駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	平成2年11月8日			所在地	新栄町13-45
建物規模	敷地面積	761 m ²		会議室等の 内容	立体自走式4層 収容台数2,377台（自転車）
	延べ床面積	2,435 m ²			
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成2年11月8日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。				

施設名	新栄町第三自転車駐車場			施設所管課	安全対策課	
施設の設置目的		自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため				
設置年月日	平成10年2月11日			所在地	新栄町12-12	
建物規模		敷地面積	571 m ²	会議室等の 内容	平面平置式（地下1階） 収容台数556台（自転車）	
		延べ床面積	3,361 m ²			
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18年度	
施設の沿革	平成10年2月11日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。					

施設名	ツインウェイ北自転車駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	原付：平成7年5月20日、自転車：平成8年4月1日			所在地	新栄町3－34
建物規模	敷地面積	2,372 m ²		会議室等の 内容	平面平置式 収容台数500台（自転車） 500台（原動機付自転車）
	延べ床面積	－ m ²			
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	平成7年5月20日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。				

施設名	ツインウェイ南自転車駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	平成8年4月1日			所在地	共恵1－9－15
建物規模	敷地面積	1,464 m ²		会議室等の 内容	平面平置式 収容台数490台（自転車）
	延べ床面積	－ m ²			
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	平成8年4月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。				

施設名	幸町自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	昭和60年4月1日		所在地	幸町21-7
建物規模	敷地面積	844 m ²	会議室等の内容	立体自走式4層 収容台数2,707台（自転車） 235台（原動機付自転車）
	延べ床面積	2,159 m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和60年4月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	共恵自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	平成18年7月1日		所在地	共恵1-2-13
建物規模	敷地面積	91 m ²	会議室等の内容	平面平置式 収容台数94台（自転車）
	延べ床面積	— m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成18年7月1日開設。開設から指定管理者制度導入。			

施設名	駅南口臨時自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	平成5年9月1日		所在地	元町1-1
建物規模	敷地面積	249 m ²	会議室等の内容	平面平置式 収容台数170台（自転車）
	延べ床面積	— m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成5年9月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	本宿町自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	昭和62年12月12日、平成9年10月1日拡張		所在地	本宿町11-59
建物規模	敷地面積	1,100 m ²	会議室等の内容	立体自走式3層 収容台数1,454台（自転車） 242台（原動機付自転車）
	延べ床面積	2,337 m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和62年12月12日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。			

【施設番号 2-2 】

施設名	茅ヶ崎市駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	市街地における自動車駐車場を確保することにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するため			
所在地	別表2-2参照	設置年月日	別表2-2参照	
休場日	1月1日から同月3日までとする。			
供用時間	①茅ヶ崎駐車場及びツインウェイヴ自動車駐車場：午前0時から午後12時まで。②東海岸南自動車駐車場：午前8時30分から午後5時まで(7月及び8月にあっては、午前7時から午後6時まで)。			
建物規模	敷地面積	別表2-2参照	延べ床面積	別表2-2参照
	会議室等の内容	別表2-2参照		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18 年度	指定管理期間	H18.4.1～H20.3.31	
施設の沿革	別表2-2参照			

1 指定管理業務の履行状況

市街地において確保することにより、道路交通の円滑化を図り市民の利便に資す目的として設置された自動車駐車場を、多くの市民が利用しやすいように、長年の管理経験によって培ったノウハウを駆使し、駐車場の環境整備に努めている。指定管理者と年5回以上協議を行い情報交換及び意見交換を行っている。業務内容については、条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務も適正に実施している。

2 サービス提供の状況

指定管理者制度による利用料金制度の特性を生かし、施設利便性の向上への取り組みと施設の安全確保を目的として、茅ヶ崎駐車場の監視カメラに録画機能を付加するなどの修繕工事等を積極的に行っている。また、定期的に行う内部・外部研修による接遇の向上、施設管理に必要な生きた知識・技術の習得に努め、職員の質の向上を図ることに加え、人的ハード部分である職員のシフト配置を見直す等の恒常的な運営構造の向上・見直しに努めている。利用者ニーズを把握のために、利用者意見箱である「施設への提案」を各施設に設置し、質の高いサービスの提供に努めている。

クレームへの対応は、各管理事務所で原因・背景・改善について協議検討し、職員による苦情処理委員会により、解決策・再発防止策を組織的に対応している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
茅ヶ崎自動車の利用者数は毎年増加している。要因として、平成16年度に実施した利用時間の延長、3か月定期の導入、一時利用の上限料金の設定等による利便性の向上があげられる。ツインウェイヴ自動車駐車場と東海岸自動車駐車場については、減少傾向にある。3か所の自動車駐車場全体の合計としては、利用者数が増加している。
【管理運営コスト】
平成19年度は、前年対比で、12.5%の支出増となっている。人件費、管理費ともに増加しているが、人件費増加の原因はシフト体系に若干の修正を加えたことによるものである。管理費の増加については、施設の利便性の向上や安全確保を図るため、修繕や備品の購入を行ったことに対する支出が増加したこと、施設修繕の必要が多く生じたことが原因と考えられる。
【使用料】
自動車駐車場全体としては、毎年増加している。茅ヶ崎駐車場の定期利用・一時利用ともに増加しているのが要因である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

これまでの常設の「施設への提案」に加え、アンケート等を実施することで利用者による要望の把握に努め施設の整備・改修また利便性の向上について検討・実施する。特に、東海岸南自動車駐車場については、繁忙期(夏期)の利用が年間利用に大きな影響を与えているが、その他の時期の利用拡大の可能性を検証する。

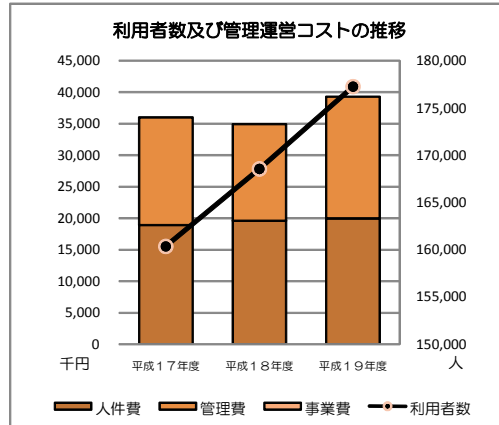
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	160,364	168,557	177,258

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	18,908,233	19,599,169	19,957,754
管理費	17,083,249	15,315,009	19,328,144
事業費	—	—	—
合計	35,991,482	34,914,178	39,285,898



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	73,771,100	77,416,200	80,486,300

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	224	207	222

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	13	7.24

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
茅ヶ崎駐車場	61.10	62.70	70.40
ツインウェイ自動車駐車場	269.10	299.00	260.00
東海岸南自動車駐車場	84.80	96.30	81.30

※茅ヶ崎市駐車場は利用率とします。

$$\text{※利用率} = \frac{1 \text{ 日平均利用台数 (年間総利用台数} \div \text{年間開場数)}}{\text{収容可能台数}}$$

別表2-2 茅ヶ崎市駐車場の施設の概要

施設名	茅ヶ崎駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		市街地における自動車駐車場を確保することにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するため			
設置年月日	昭和57年4月1日			所在地	茅ヶ崎2-2-20
建物規模	敷地面積	5,032	㎡	会議室等の 内容	自走、緩傾床の直角駐車式 収容台数477台 63台（バイク）
	延べ床面積	10,050	㎡		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	昭和57年4月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。				

施設名	ツインウェイヴ自動車駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		市街地における自動車駐車場を確保することにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するため			
設置年月日	平成8年4月1日			所在地	新栄町5321-10
建物規模		敷地面積	847 m ²	会議室等の内容	平面駐車 収容台数22台
		延べ床面積	— m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成8年4月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。				

施設名	東海岸南自動車駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		市街地における自動車駐車場を確保することにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するため			
設置年月日	平成11年7月1日			所在地	東海岸南6－8955－1
建物規模		敷地面積	1,895 ㎡	会議室等の内容	平面駐車 収容台数22台
		延べ床面積	－ ㎡		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	平成11年7月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。				

3 文化施設

【施設番号 3-1 】

施設名	茅ヶ崎市民文化会館		施設所管課	文化推進課
施設の設置目的	市民の文化の向上を図るため			
所在地	茅ヶ崎 1－1 1－1	設置年月日	昭和55年10月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②休日の翌日。ただし、その日が日曜日、土曜日、休日又は前号に規定する日に当たるときは、これらの日後の直近のこれらの日以外の日とする。③1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時30分までとする。			
建物規模	敷地面積	9,692 m ²	延べ床面積	8,795 m ²
	会議室等の内容	大ホール、小ホール、展示室、会議室、練習室等		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市文化振興財団			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.4.1～H20.3.31	
施設の沿革	昭和55年10月開館。平成18年度から指定管理者制度導入。			

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的である文化芸術の振興を図り、市民が利用しやすい文化施設の環境の整備に努め、利用者の満足度を高める努力をしている。また、指定管理者と年間2回程度の情報交換及び意見交換の機会を設け、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

開館日数の見直し等、市民の利便性の向上が図られている。従業者に対する内部研修を行いサービスの質の向上に努めており、アンケート結果や利用者の声から、施設環境の整備や接遇について良好な評価を受けている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 開館日数を、平成18年度に18日間、平成19年度にも18日間の合計36日間増加させた。平成18年度は、1月中旬から3月中旬までの2ヶ月間、全館工事により使用不可であったため、平成17年度の利用者数に比して減少しているが、1ヶ月当たりの利用者数は増加している。平成19年度は、開館日数の増加に伴い利用者数が大幅に増加した。
【管理運営コスト】 平成18年度は、事務局長と総務課長を兼任とし、人件費を削減するなど、平成17年度と比較し減少した。平成19年度は、燃料費及び光熱水費の高騰や季節要因により、コストが増加した。
【使用料】 平成18年度は、1月中旬から3月中旬までの2ヶ月間、全館工事により使用不可であったため、減少しているが、平成19年度は、利用者数の増加に伴い大幅に増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

市民文化の向上のため、施設の公平・平等な施設利用を確保し、施設利用に対する説明・相談の徹底、アンケート等の実施により、施設の管理運営に対する意見を調査・把握し、利用者の満足度の高い施設管理が行えるよう指導する。また、ハード面においては、耐震及び大規模改修を行うことにより、施設の安全性及び利便性をより高める。

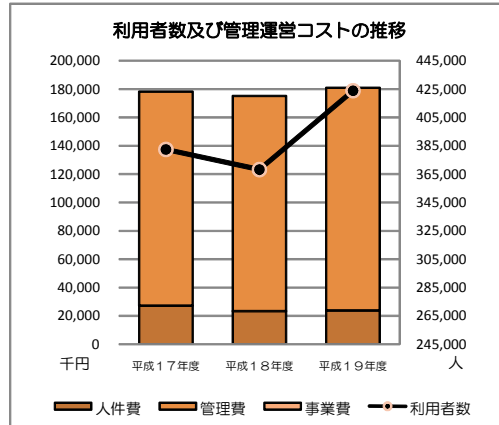
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	382,438	368,220	423,923

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	27,201,352	23,357,067	23,859,482
管理費	150,977,429	151,802,115	157,065,064
事業費	—	—	—
合計	178,178,781	175,159,182	180,924,546



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	55,954,458	53,747,866	60,464,026

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	466	476	427

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	4	3	6.65

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
大ホール	72.00	71.40	69.20
小ホール	77.80	76.20	76.40
展示室	68.60	64.20	69.70
会議室	46.40	45.80	46.40
練習室	55.30	52.20	54.50

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3-2 】

施設名	茅ヶ崎市美術館		施設所管課	文化推進課
施設の設置目的	郷土の芸術文化を後世に伝えとともに、市民の創作活動及び次世代を担う青少年の創造力の育成を図り、広く芸術文化の向上に寄与するため			
所在地	東海岸北1－4－45	設置年月日	平成10年4月24日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②休日の翌日。ただし、その日が日曜日、土曜日、休日又は前号に規定する日に当たるときは、これらの日後の直近のこれらの日以外の日とする。③1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前10時から午後6時(11月から翌年3月までにあつては、午後5時)までとする。ただし、午後5時30分(11月から翌年3月までにあつては、午後4時30分)以降は、入館することができない。			
建物規模	敷地面積	3,956 m ²	延べ床面積	1,500 m ²
	会議室等の内容	展示室1・2・3、アトリエ、図書コーナー、エントランスホール等		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市文化振興財団			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.4.1～H20.3.31	
施設の沿革	平成10年4月開館。平成18年度から指定管理者制度導入。			

1 指定管理業務の履行状況

郷土美術館として地域の特性を活かした事業展開に努めており、絵画愛好家のニーズをとらえた企画等を充実させ成果を上げる努力をしている。また、指定管理者と年間2回程度の情報交換及び意見交換の機会を設け、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

茅ヶ崎にゆかりのある作品の展覧会だけではなく、全国的に著名である岡本太郎の展覧会を行うなど、郷土美術館の範疇を超え、企画展の充実を図った。また、市民参加型のワークショップ、企画展に関連したコンサートやギャラリートーク等を行い、多彩な事業を展開した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成18、19年度の利用者数は、平成17年度と比較して増加している。特に、平成18年度は企画展の萬鉄五郎展の大成功により大幅に増加している。
【管理運営コスト】 平成18年度は、人件費の抑制策により平成17年度と比べると微減となった。平成19年度は、平成18年度と比べると人件費が微増したが、総額ではほぼ横ばいとなっている。
【使用料】 平成18、19年度の使用料は、平成17年度と比較して増加している。特に、平成18年度は企画展の萬鉄五郎展の大成功により大幅に増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

郷土美術館として、「茅ヶ崎らしさ」をテーマにして、現在までに蓄積してきたノウハウを生かし、今まで以上に市民に親しまれる地域に根ざした美術館を目指す。また、さらなる企画展の充実を図り、松頼庵とのコラボレーション事業等を計画することにより、より質の高い芸術文化活動としての創造育成事業、教育普及事業の推進を指導する。

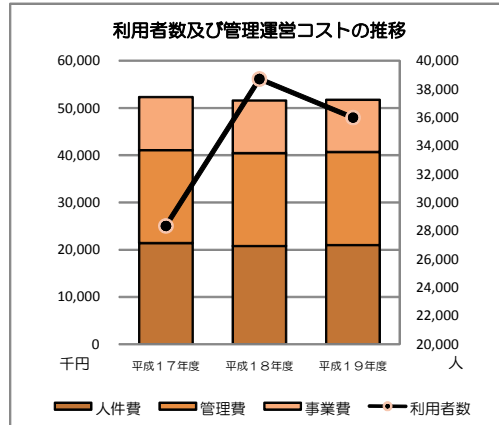
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	28,344	38,718	35,991

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	21,415,904	20,777,671	20,973,044
管理費	19,647,546	19,657,733	19,741,677
事業費	11,251,034	11,160,979	11,022,344
合計	52,314,484	51,596,383	51,737,065



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	2,338,000	4,637,680	3,615,754

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	1,846	1,333	1,438

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	1	13	6.38

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
展示室1・2・3	77.30	71.90	83.70
アトリエ	63.30	53.60	68.30

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3-3 】

施設名	浜須賀会館		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	松が丘2－8－63	設置年月日	昭和59年4月26日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,316 m ²	延べ床面積	231 m ²
	会議室等の内容	1 階：新会議室、調理室 2 階：第1 集会室、第2 集会室、図書コーナー ※老人憩の家との複合施設		
指定管理者	浜須賀会館管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17 年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	昭和59年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

地域住民による管理施設として完成し、1階に老人憩の家、調理室(63年度増築)2階に地域集会施設を設け、地域活動の推進を図っている。また、市民の学習、集会、レクリエーション並びに老人の集う場を提供し、住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさといふれあいのある地域社会を形成することを目的としている。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っており、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

管理運営について、年間を通して会館窓口を中心として利用者からの意見・要望、苦情を収集、定例的に役員会、運営委員会で検証し、地域住民の平等利用、利用者の利便性向上に努め、運営に反映させた。自主事業としてはシニアエアロビクス教室(年18回開催。570人が参加。)、夏休み体験教室(年2回開催。46人が参加。)、料理教室(年3回開催。51人が参加)など、地域に根ざした事業を数多く行い、地域のきずなを深めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成19年度は、全体の利用者数が16,957人で17年度の19,015人より僅かではあるが減少している。しかしながら、図書館ネットワークシステムの改善により、図書室利用が昨年度より倍増しており、今後は館全体で利用者数が増加すると考えられる。
【管理運営コスト】 複数年に一度の保守点検等の経費、臨時的施設工事費を除いては、平成19年度は前年度とほぼ同額の支出となっている。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

1階の大広間と和室は区分が老人憩の家であり、申請時に老人が優先されるため、若年層の利用が難しい。子育て支援・若い母親間でいれあいの場(畳敷き)を提供して欲しいとの声も多く、老人優先の予約申請を再考する時期にきている。また、図書コーナーでは、本の貸し出し・返却業務に時間を要しているとの声があるので、全ての時間帯に人員を確保し、より一層の市民サービスを目指すよう指導する。

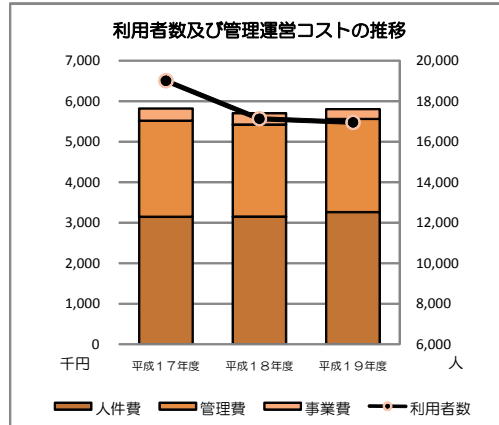
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	19,015	17,138	16,957

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	3,145,096	3,150,697	3,264,107
管理費	2,375,732	2,270,321	2,296,917
事業費	298,487	280,621	246,340
合計	5,819,315	5,701,639	5,807,364



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	306	333	342

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	7	3.44

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
新会議室	36.03	33.55	36.82
調理室	17.36	8.93	18.74
集会室	65.04	64.94	64.71
第1集会室	6.36	4.47	4.58
第2集会室	3.77	4.35	3.49

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3-4 】

施設名	海岸地区コミュニティセンター		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	東海岸北5－16－20	設置年月日	昭和61年4月24日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	435 m ²	延べ床面積	141 m ²
	会議室等の内容	1階：第1和室、第2和室、ロビー 2階：大ホール、会議室		
指定管理者	海岸地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	昭和61年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設を地域内の住民に開放、市民の学習、集会、スポーツ及びレクリエーションの場を提供し、市民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成している。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っている。また、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

役員及び事務局職員による会議を毎月1回開催し、利用者からの要望事項も可能な範囲で反映できるよう運営している。受付業務について施設の申し込みが重複した場合などは、当事者の話し合いにより決定し、1団体4回/月の利用制限を原則とし、広く平等に開放するように努めている。自主事業としては、年2回のコミセンだよりの発行、11月に医療講座「生活習慣病としての高血圧」の実施、2月には「時代で見る茅ヶ崎の歴史」について講演会を開催し、好評を得ている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 年々少しずつではあるが利用者数が増加している。施設自体は他のコミセンに比べ小規模だが、住宅街に位置し、自主事業の定着等で確実に利用者を伸ばしている。
【管理運営コスト】 複数年に一度の保守点検等の経費を除いては、平成17年度及び平成18年度に続き、平成19年度の管理運営コストは微増しており、安定した管理運営を実施している。ただ、開館して22年が経過し、給排水・空調設備等修繕費の増加が今後予想される。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

施設利用者のニーズに対応するため、階段の手すり工事を実施し、市民にとって使いやすいくなるように改善する。

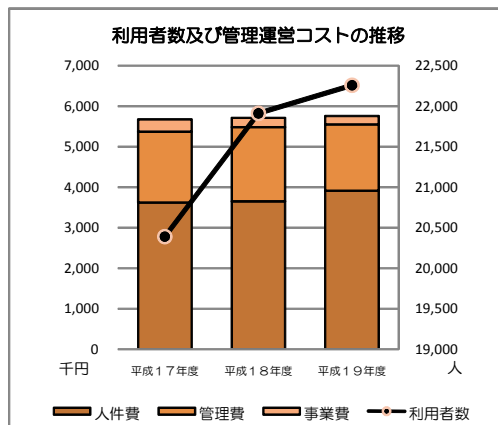
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	20,391	21,912	22,258

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	3,622,020	3,650,967	3,913,606
管理費	1,750,037	1,830,338	1,636,201
事業費	299,765	234,494	206,193
合計	5,671,822	5,715,799	5,756,000



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	278	261	259

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	4	1.67

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
第1和室	16.29	12.30	17.61
第2和室	4.65	3.70	3.57
小ホール(ロビー)	20.74	24.50	25.45
大ホール	56.08	67.97	79.38
会議室	43.49	42.81	42.59

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3-5 】

施設名	小和田地区コミュニティセンター		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	小和田 1－2 2－6 0	設置年月日	昭和63年4月26日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	685 m ²	延べ床面積	215 m ²
	会議室等の内容	1階：大広間1、大広間2、ラウンジ、図書コーナー 2階：第1会議室、第2会議室、調理室 ※子どもの家銀河(ぎんが)との複合施設		
指定管理者	小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	昭和63年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設を地域内の住民に開放し、市民の学習、集会、スポーツ及びレクリエーション並びに子どもの遊び場を提供し、市民の相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさといふれあいのある地域社会を形成している。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っている。また、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

役員と事務職員の打ち合わせを定期的に行い、利用者からの意見や要望、利用者に協力してもらいたいこと等、利用者へのサービスの視点にたって協議し実施した。自主事業としては、消防、病院等の関係機関の事業へ積極的に協力し、8月に夏休みこども映画会(約100名の参加)及び囲碁大会(26名)の開催、11月にコミセンまつり、2月七福神めぐり(42名の参加)等様々な行事を実施し、地域との連携を深めた。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 過去3年間の利用者数を比較すると、順調に約2,000人ずつ増加している。図書コーナーについても19年1月からの図書館ネットワークシステムの導入により、18年度から19年度にかけて約900人が増加している。同システムが浸透してきたことが要因であると推測する。
【管理運営コスト】 平成17年度及び平成18年度と比較して、平成19年度は、ほぼ同額の支出となっている。なお、19年1月からの図書館ネットワークシステムの導入により、図書コーナーの人件費が増加した。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

建築課が実施した建物維持管理点検で、外壁塗装面に亀裂等が多数見受けられたため、20年度で予算計上し、外壁シーリング打ち替え改修工事を実施する。昭和63年4月開館以来、既に20年が経過したため、建物維持管理の点検を強化し、安全性の向上を高める。

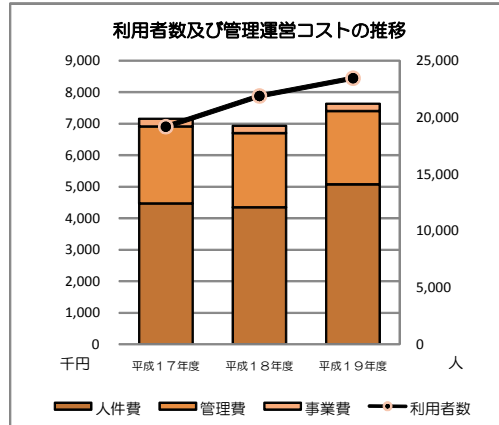
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	19,184	21,904	23,464

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	4,467,974	4,349,837	5,079,602
管理費	2,448,152	2,356,704	2,324,934
事業費	244,085	228,784	232,698
合計	7,160,211	6,935,325	7,637,234



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	373	317	325

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	8	1.56

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
大広間1	42.20	44.80	37.24
大広間2	37.74	37.81	35.49
第1会議室	60.36	60.87	61.01
第2会議室	43.10	45.90	43.61
調理室	17.75	16.71	25.30

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3-6 】

施設名	小出地区コミュニティセンター		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	堤 1 9 4 8－1	設置年月日	平成5年8月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,893 ㎡	延べ床面積	373 ㎡
	会議室等の内容	1 階：大会議室、和室 1、和室 2 2 階：第 1 会議室、調理室 3 階：第 2 会議室、第 3 会議室 ※子どもの家わいわいハウスとの複合施設		
指定管理者	小出地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成 1 7 年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成 5 年 8 月開設、平成 1 7 年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設を地域内の住民に開放し、市民の学習、集会、スポーツ及びレクリエーション並びに子どもの遊び場を提供し、市民の相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさといふれあいのある地域社会を形成している。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っている。また、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

施設利用については、利用者多数の場合は協議し、利用者団体に平等に開放するよう努めている。なお、第2会議室をパソコンルーム、第3会議室を中学生・高校生の勉強部屋として利用している。また、当館独自の利用案内を作成し、窓口で配布するとともにホームページでも情報を発信している。自主事業としては、毎月開かれるパソコン教室、5月の小出ジャズ祭、7月のコミセンまつり等を開催している。更に、子どものためのお話会では高齢者から子どもまで参加できる事業を固定化する等、地域を上げて積極的に事業展開している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は、各年度を通して横ばいである。
【管理運営コスト】 複数年に一度の保守点検等の経費を除いては、平成19年度は、前年度とほぼ同額の支出となっている。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

建築課の指示による建物維持管理点検で見つかった大会議室のエアコン天井配管からの水漏れとバンドキャップ修繕工事は、平成21年度予算で実施予定である。また、平成20年度より皆楽荘が新たに指定管理施設に加わり、今後もより一層のスムーズな管理運営を実施する。

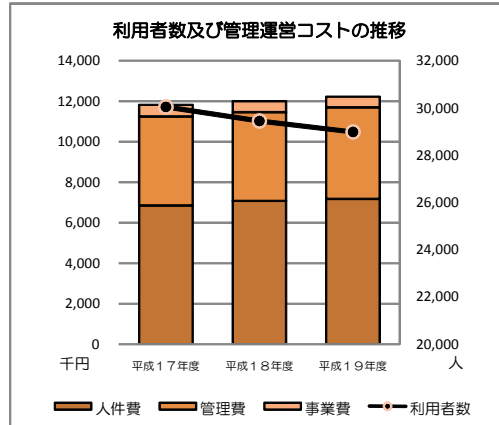
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	30,052	29,450	28,986

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	6,857,913	7,074,013	7,180,460
管理費	4,387,471	4,394,633	4,521,112
事業費	581,537	537,145	531,654
合計	11,826,921	12,005,791	12,233,226



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	394	408	422

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	9	4.81

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
大会議室	76.54	75.62	77.07
和室1	18.66	16.11	14.70
和室2	17.36	16.11	14.70
第1会議室	56.35	53.22	49.01
調理室	10.64	8.30	8.95
第2会議室	—	0.43	100.00
第3会議室	—	12.89	75.61

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3-7 】

施設名	コミュニティセンター湘南		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	中島1670	設置年月日	平成10年6月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	888 m ²	延べ床面積	267 m ²
	会議室等の内容	1階：第1会議室、第2会議室、和室1、和室2、調理室 2階：大会議室 ※子どもの家わくわくらんととの複合施設		
指定管理者	湘南地区地域集会施設管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成10年6月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設を地域内の住民に開放し、市民の学習、集会、スポーツ及びレクリエーション並びに子どもの遊び場を提供し、市民の相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさといふれあいのある地域社会を形成している。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っている。また、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

会議室の利用については、定例会等で話し合い、地域住民の施設の平等利用及びサービス向上に努めた。自主事業としては、定期的で開催される万葉集講座(全11回開催、662人が参加)、19年度は生涯学習課と共催の社会教育講座「知ってほしい食の安全知識」(2回開催。41名が参加)、7年目になる「子どもコミセンまつり」(420人が参加)を開催し、好評を得ている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は、平成17・18・19年度はほぼ横ばいである。
【管理運営コスト】 平成17年度及び平成18年度と比較して、平成19年度は、ほぼ同額の支出となっている。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

自転車利用者から置き場の雨よけの設置について、従来より要望が多かったため、設置に向けての予算化に努める。また、公共交通機関を使用して来館するには不便な立地にあるため、今後は、都市政策課で定めた乗合交通整備計画で予定されているコミュニティバスのルート及び停留所の設置を働きかけていく。

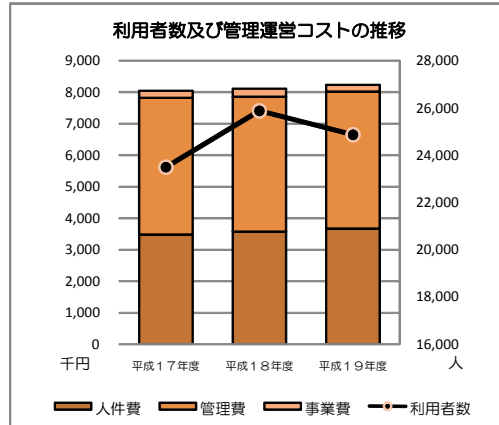
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	23,494	25,881	24,869

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	3,479,170	3,576,774	3,666,487
管理費	4,347,231	4,286,777	4,354,532
事業費	224,983	249,923	216,845
合計	8,051,384	8,113,474	8,237,864



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	343	313	331

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	6	1.45

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
第1会議室	33.22	27.65	27.31
第2会議室	47.99	49.94	51.73
和室1	20.20	23.86	18.28
和室2	16.61	18.20	21.63
調理室	21.71	17.37	33.11
大会議室	75.57	84.04	84.76

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3-8 】

施設名	茅ヶ崎地区コミュニティセンター		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	元町10-33	設置年月日	平成14年1月5日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,127 m ²	延べ床面積	359 m ²
	会議室等の内容	1階：事務室 2階：第1から第4会議室、調理室、多目的ホール 3階：大会議室、和室A、和室B、多目的ホール ※子どもの家茅っ子(かやっこ)、元町ケアセンター及び在宅介護支援センターとの複合施設		
指定管理者	茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成14年1月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

元町ケアセンター、在宅介護支援センターとの併設で地域住民が地域活動を通じて交流を深め、文化教養及び研修・講習又は講演会などのコミュニティ活動の場として、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成している。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っている。また、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

業務遂行(受付等)に当たっては、市民サービスの第一線に立っていることの自覚と責任感を持って取り組んでいる。特に利用者への接遇は、笑顔と誠意で接することを実践し、格差のないサービスを心がけた。自主事業としては、毎月開催される「男の料理教室」、年3回実施される健康教養講座(全96人の参加)、11月のコミセンまつり(約1000人の参加)、3月の餅つき大会等(約300人の参加)が地域に定着している。また、コミセン情報誌「かや」も年3回発行されている。センター2階には障害者の自立と社会参加の促進の一環として、障害者の福祉的就労の場を提供する目的で喫茶コーナーを設け、営業している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は平成17年度及び平成18年度に引き続き、平成19年度も順調に増加している。好立地による、夜間利用者の増加が要因であると考えられる。
【管理運営コスト】 複数年に一度の保守点検等の経費を除いては、平成19年度は前年度とほぼ同額の支出となっている。平成19年度は自主事業の充実を図るため、事業費が増加している。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

現在の職員配置では、利用者への対応等により、一時的に事務所が不在になる場合がある。施設利用者へのサービス低下を招くことも考えられるので、21年度より人件費等の増額を予定している。また、コミュニティセンターの中でも茅ヶ崎駅北口より徒歩圏内に位置するため、営利団体の申し込みが多く、公平の原則にたつて適切な判断を行えるよう指導する。

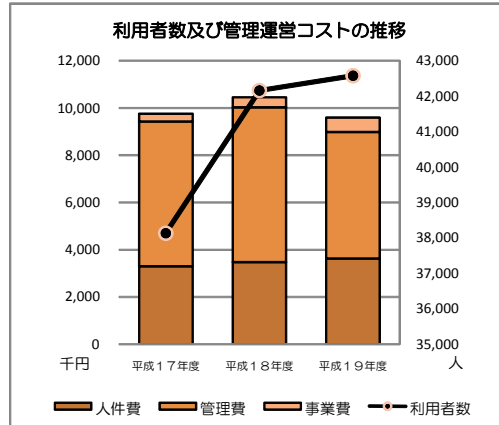
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	38,136	42,160	42,577

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	3,307,661	3,476,190	3,630,572
管理費	6,121,846	6,551,526	5,350,289
事業費	330,134	418,327	613,299
合計	9,759,641	10,446,043	9,594,160



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	256	248	225

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	6	1.64

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
第1会議室	46.23	65.64	46.62
第2会議室	26.93	27.58	30.39
第3会議室	45.03	51.47	46.95
第4会議室	42.63	45.03	44.23
調理室	14.06	14.72	18.30
多目的ホール	33.33	33.04	33.77
大会議室	63.35	69.09	66.67
和室A	11.07	10.30	11.78
和室B	5.40	7.25	7.07

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3-9 】

施設名	南湖会館		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	南湖4－6－1	設置年月日	平成14年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあつては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	187 m ²	延べ床面積	76 m ²
	会議室等の内容	2階：和室 3階：第1会議室、第2会議室 ※市民窓口センターとの複合施設		
指定管理者	南湖会館管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成14年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

市民窓口センターと併設で地域住民のコミュニティ活動の場として利用されている。また職員は管理運営委員会が地域の主婦、定年退職者を採用している。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っている。また、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

毎月定例的に管理運営委員会と事務局会議を開催し、意見交換を行い利用者からの意見・要望、その他施設管理について検証し、利用者の利便性向上に努め、格差のないサービスの提供に努めた。自主事業としては、4月にこども囲碁教室(参加者8名)、8月に子ども映画会(参加者167名)、9月に南湖ふれあいまつり、11月には市民まなび講座：食品表示について(参加者51名)を実施し、好評を得ている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は平成17年度及び平成18年度に続き、平成19年度も順調に増加している。利用拒否等の事例はなく、開館以来2階の市民窓口センターとともに周知されてきたため、利用者が増加していると推測する。
【管理運営コスト】 複数年に一度の保守点検等の経費を除いて、平成19年度は前年度と同額の支出となっており、安定した管理運営を実施している。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の更なる増加を図るため、毎月10月に開催される南湖ふれあいまつり等を通じて、会館の利用を促すよう指導する。また、駐車場が狭いため、利用者が多いときは自転車で一杯になるので、会館を利用しているサークルに今後も整理を促す。

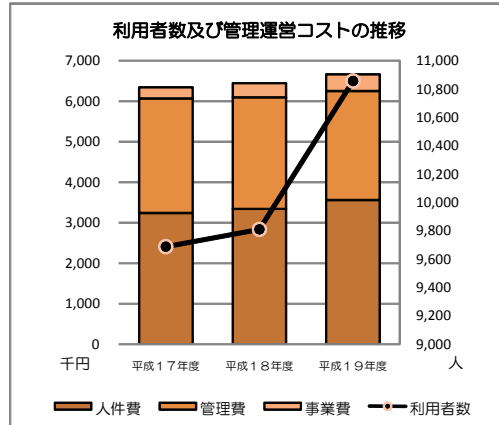
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	9,689	9,811	10,858

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	3,242,830	3,340,693	3,561,484
管理費	2,823,040	2,754,589	2,693,540
事業費	275,995	350,897	407,219
合計	6,341,865	6,446,179	6,662,243



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	655	657	614

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	4	1.86

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
第1会議室	40.55	39.32	44.97
第2会議室	32.95	39.32	35.50
和室	33.44	31.37	30.42

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3-10】

施設名	鶴嶺東コミュニティセンター	施設所管課	市民活動推進課	
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	西久保180	設置年月日	平成16年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,325 m ²	延べ床面積	498 m ²
	会議室等の内容	1階：多目的ホール、調理室、会議室A、会議室B、会議室C 2階：多目的ホール、大会議室1、大会議室2、和室1、和室2 ※子どもの家さんぽみち及び浜之郷児童クラブとの複合施設		
指定管理者	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成16年度	指定管理期間	H18.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成16年4月開設、当初から指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

浜之郷児童クラブ、子どもの家さんぽみちを併設し、地域住民が地域活動を通じて交流を深め、文化教養及び研修・講習又は講演会などのコミュニティ活動の場として利用されている。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っている。また、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

毎月一回事務員、事務責任者、役員による事務局会議を開催し、利用者からの意見、要望、その他施設管理についての意見交換を実施し、格差のないサービスの提供に努めてきた。自主事業としては、9月にそば打ち講座(参加者23名)、年6回の男の料理教室、10月に医療講座(参加者70名)、11月にコミセンふれあいまつりを開催し、地域に定着してきている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は17年度及び平成18年度に続き、平成19年度も順調に増加している。要因としては、地域集会施設として地域に根ざした運営がなされている結果と思われる。
【管理運営コスト】 複数年に一度の保守点検等の経費を除いて、平成19年度は、前年度とほぼ同額の支出となっている。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

コミセン連絡会の研修を通じて、接遇等を改善するよう指導する。

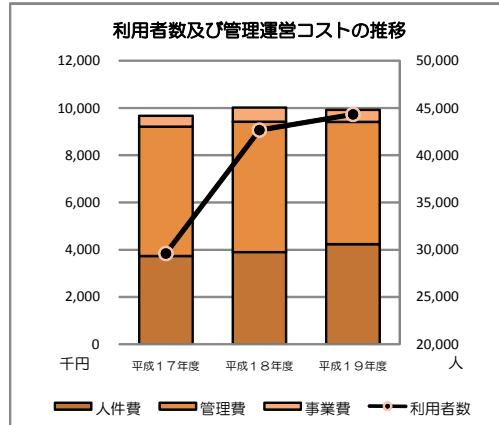
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	29,615	42,673	44,325

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	3,731,079	3,898,079	4,233,788
管理費	5,478,601	5,525,402	5,174,067
事業費	460,455	598,775	517,726
合計	9,670,135	10,022,256	9,925,581



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	327	235	224

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	5	1.12

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
1階多目的ホール	—	56.62	57.98
調理室	19.30	23.62	24.42
会議室A	37.84	41.39	39.49
会議室B	23.44	21.30	20.68
会議室C	20.39	22.05	21.12
2階多目的ホール	—	64.79	74.04
大会議室1	22.84	31.12	22.51
大会議室2	26.99	33.00	36.78
和室1	12.32	12.03	11.13
和室2	11.23	11.92	12.83

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3-11】

施設名	茅ヶ崎市民活動サポートセンター		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	市民活動を支援するため			
所在地	茅ヶ崎3-2-7	設置年月日	平成14年4月1日	
休館日	①第3水曜日。②1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時30分から午後9時30分までとする。			
建物規模	敷地面積	933 m ²	延べ床面積	306 m ²
	会議室等の内容	フリースペース、作業スペース、情報コーナー、プレイルーム、ロッカー、レターケース、展示ボード、展示レール		
指定管理者	特定非営利活動法人NPOサポートちがさき			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成14年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

市民活動推進の総合的な拠点施設として、条例・規則を遵守した適正な管理運営がなされている。協定書に定める業務の履行状況、利用者からの相談・苦情等については、市との定期連絡会（月1回）の中で毎月報告されており、相互理解と情報の共有に努めている。その他、維持管理上の問題点等は、適宜、報告を受け、双方で協議しながら解決を図っている。

2 サービス提供の状況

親切、丁寧な接客と便利で使いやすい施設をという管理運営方針を掲げ、ガイドブックや情報誌の発行、ホームページの更新、情報コーナーの充実など、積極的な情報提供に取り組んでいる。協働推進事業やげんき基金助成事業の申請を含む市民活動全般に関する相談にも親身に対応し、団体交流・懇談事業「市民活動カフェ」「市民活動フォーラム」やスキルアップや人材育成のためのNPO講座、ボランティアや総合学習の支援など多彩な事業を定期的に行っているほか、平成19年度においては開館5周年サポセンフェスタや協働推進のための分野別意見交換会を新たに開催した。また、事業実施時のアンケートや利用者からの意見箱の設置等により、利用団体との課題の共有やニーズの把握に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 開館以来、利用者数は増加してきていたが、平成18年度以降は横ばいで推移している。一方、ガイドブック掲載団体数については、利用団体等への働きかけを積極的に行った結果、順調に増加している。また、プレイルームを利用する子育て中の方や作業コーナーを充実したことによる印刷機利用者の増加が目立つ。
【管理運営コスト】 19年度における指定管理者料の増加は、サポセンフェスタや協働推進のための分野別意見交換会を委任事業として実施したことによる事業費の増加等によるものであり、管理運営コストは前年度と比較してほぼ横ばいである。
【使用料】 貸し会議室はなく、ロッカー使用料（平成17年度は平成18年度上半期前受金を含む。）を収入として計上している。平成19年度は前年度と比較すると増加しているが、実質は各年度を通して14万円前後の収入である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

市民と行政との協働のまちづくりを推進していくためには、自立して継続的に事業を行える団体を育成し支援することで、新たな公共の担い手となりうる団体のすそ野を拡大していくことが重要である。そのため、より実践的な講座や若年層や団塊世代などを幅広く取り込める市民活動カフェの開催、ガイドブックへの掲載情報の充実、協働事業や組織運営などに対するきめ細かいコンサルティングなどを通じて、市民活動の情報の共有化、団体の交流促進、ネットワークの推進など、中間支援組織としての機能を拡充していくよう指導する。

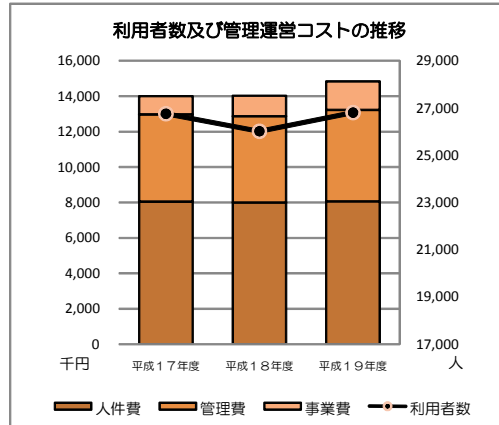
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	26,760	26,021	26,808

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	8,045,475	7,998,142	8,069,423
管理費	4,929,243	4,870,746	5,154,271
事業費	1,019,581	1,152,312	1,607,898
合計	13,994,299	14,021,200	14,831,592



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	200,800	77,000	136,600

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	523	539	553

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	13	4.28

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
ロッカー	81.00	80.00	79.05

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3-12】

施設名	茅ヶ崎市茶室・書院（松籟庵）		施設所管課	公園みどり課
施設の設置目的	市民の文化及び教養の向上を図るため			
所在地	東海岸北1－4－50	設置年月日	平成3年11月3日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後4時30分までとする。			
建物規模	敷地面積	2,017 m ²	延べ床面積	126 m ²
	会議室等の内容	次の間・書院・水屋、茶室・水屋		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.4.1～H20.3.31	
施設の沿革	平成3年7月より開設。委託から平成18年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的である市民の文化教養の向上を図り、茶道等を通じた日本文化の場として使用されるように施設及び庭園の維持管理に努めている。また、茅ヶ崎の観光資源の一つとして市外からも一般来園者が多数訪れる中、利用者の満足度を高める努力をしている。なお、指定管理者とは年2回程度の情報更新・意見交換の機会を設け、協定面・仕様書等に定める業務について相互の確認をもとに、適正に管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

指定管理者の導入により、使用の申請や承認・管理事務が一元化され迅速で細やかな事務処理が行われ、利用者の利便性の向上が図られている。また、利用者からの要請等をふまえた炭点前の実現や座イスの配置が好評であるほか、平成19年度もふすまや障子の張替等の改善も行い、サービス・施設の質の向上に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成19年度も前年度に引き続き大幅な利用者数の増加となった。要因としては、前年度以前の新規利用者層が固定利用者として定着し始めたことに加え、団体利用時の利用参加者が施設の存在や使いやすさを認識し、新規利用者として施設利用を始めたことが考えられる。
【管理運営コスト】 平成19年度は直近3年間で最も施設管理にかかるコストが少ない年度となった。効率的な管理組織による人員体制が確立し、人件費の大幅な縮減に成功したことと、修繕に関しては可能な範囲内で職員が行うことを徹底し、修繕費の縮減に努めたことが原因と考えられる。
【使用料】 使用料収入は前年度対比で約127%となっており、利用者数のみならず利用件数自体にも大きな伸びがあったことがうかがえる。

4 今後の業務改善に向けた考え方

これまで通り、常設の要望箱及びアンケートの実施等により利用者からの要望の把握に努め、施設の整備・改修あるいは利便性の向上について随時検討し、実施していくように指導する。また、庭園との一体的な利用を含めた指定管理者による自主事業の充実なども引き続き検討課題とし、より一層の市民サービスの向上を目指す。さらに、これまでの利用状況から、書院の利用が多いものの施設の特異性から茶室の利用が少ないため、さらなる周知により利用率の向上を図る。

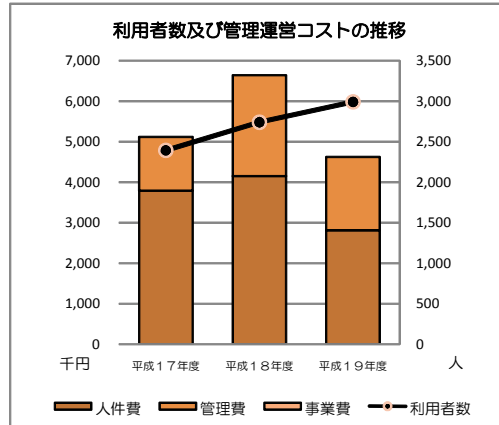
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	2,395	2,741	2,991

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	3,792,731	4,154,457	2,815,821
管理費	1,323,983	2,488,325	1,806,239
事業費	—	—	—
合計	5,116,714	6,642,782	4,622,060



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	1,334,000	1,676,500	2,132,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	2,136	2,423	1,545

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	5	1.70

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
次の間・書院・水屋	32.25	44.82	51.79
茶室・水屋	8.47	10.19	11.85

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

4 医療・社会福祉施設

【施設番号 4-1 】

施設名	子どもの家銀河（ぎんが）		施設所管課	青少年課
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	小和田 1－2 2－6 0	設置年月日	昭和63年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	703 m ²	延べ床面積	102 m ²
	会議室等の内容	木製大型遊具・卓球台・カラーブロック・談話スペースや屋外には砂場を設置。 ※小和田地区コミュニティセンターとの複合施設		
指定管理者	小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	昭和63年4月開設、管理運営委員会から平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

子どもに遊び場を提供して、心身の健全な発達を図ることができるように施設の維持管理に努めている。また、コミセン広報誌やホームページで施設内容や子ども向け企画を紹介して利用者の増加を図るようにしている。なお、利用者懇談会を開催したり、常時アンケート用紙を設置するなど、利用者からの意見や要望を把握して運営に反映させており、適正に管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

併設のコミュニティセンターと同じ指定管理者であることにより、多面的なサービス提供の相乗効果が図られている。事例として、子ども対象に壊れたおもちゃの修理を地域のボランティアの協力のもとで行うなど、子ども向けの各種催し物を開催していることが挙げられる。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成17年度11,144人、平成18年度10,765人、平成19年度10,130人とやや減少傾向であるが、各年度1万人を超える利用者数で推移しており、安定した利用状況である。
【管理運営コスト】 平成17年度及び平成18年度と比較して、平成19年度の人件費及び管理費はほぼ同額である。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者増加を図るために、サービス面での充実はもとより、ホームページをはじめとした広報媒体を利用して「子どもの家」の存在を広く周知して、施設の特性を活かした広報内容により、利用率拡大のための取り組みを行う。利用者誰もが気持ちよく利用できる居心地のよい空間スペースを常に提供するために、定期的な巡回活動を行う。とりわけ遊具等の設備については異常箇所の早期発見に努めて、計画的な修繕を事故防止の観点で実施していく。更には再訪したいと思わせる雰囲気づくりにも心がけるよう管理指導していく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	11,144	10,765	10,130

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	2,013,234	2,050,045	2,197,457
管理費	440,671	438,280	438,609
事業費	—	—	—
合計	2,453,905	2,488,325	2,636,066

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

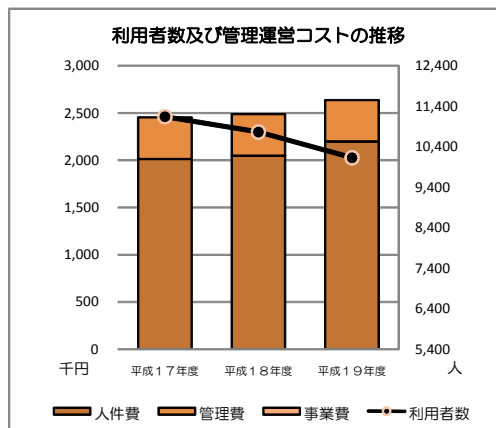
項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	220	231	260

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	8	1.20

●施設の稼働率

※子ども家は定員が設定されていないため稼働率は記載していません。



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-2 】

施設名	子どもの家わいわいハウス		施設所管課	青少年課
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	堤1948-1	設置年月日	平成5年8月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,654 m ²	延べ床面積	130 m ²
	会議室等の内容	木製大型遊具・卓球台・ブロック・6畳の畳スペースや屋外には砂場も設置。 ※小出地区コミュニティセンターとの複合施設		
指定管理者	小出地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1~H21.3.31	
施設の沿革	平成5年8月開設、管理運営委員会から平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

子どもに遊び場を提供して、心身の健全な発達を図ることができるように施設の維持管理に努めている。また、思い出として残るような四季折々の行事を企画して、利用者の増加を図るようにしている。利用者の要望や意見は毎月審議することで、より質の高いサービスが提供できるように目指しており、適正に管理運営が行われている。なお、老人憩の家「皆楽荘」と連携して、緊急時のバックアップ対応を相互におこない、効率的な運営を行っている。

2 サービス提供の状況

併設のコミュニティセンターと同じ指定管理者であることにより、多面的なサービス提供の相乗効果が図られている。事例として、四季折々の各種行事のほか、小学生対象の茶道教室が本格的な内容で好評を博しているほか、地域在住の語り部さんによるお話会も大変人気があり、それぞれ定期開催となっているなどサービス向上に積極的である。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成17年度6,190人、平成18年度6,368人、平成19年度5,383人と平成19年度は減少に転じている。近隣の県立公園の追加開園と駐車場が少ないことが要因と推測される。
【管理運営コスト】 平成17年度及び平成18年度と比較して、平成19年度の人件費及び管理費はほぼ同額である。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者増加を図るために、サービス面での充実はもとより、ホームページをはじめとした広報媒体を利用して「子どもの家」の存在を広く周知して、施設の特性を活かした広報内容により、利用率拡大のための取り組みを行う。利用者誰もが気持ちよく利用できる居心地のよい空間スペースを常に提供するために、定期的な巡回活動を行う。とりわけ遊具等の設備については異常箇所の早期発見に努めて、計画的な修繕を事故防止の観点で実施していく。更には再訪したいと思わせる雰囲気づくりにも心がけるよう管理指導していく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	6,190	6,368	5,383

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	2,022,658	2,042,176	2,212,087
管理費	700,719	770,036	744,738
事業費	—	—	—
合計	2,723,377	2,812,212	2,956,825

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

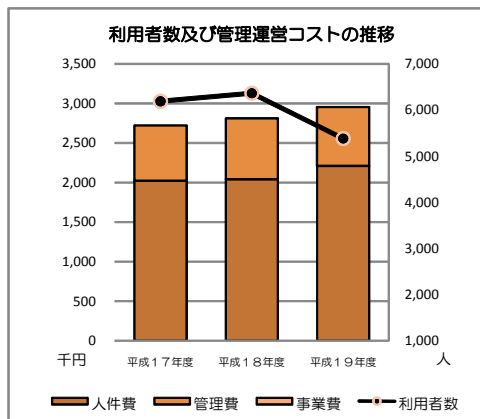
項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	440	442	549

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	5	1.10

●施設の稼働率

※子どもの家は定員が設定されていないため稼働率は記載していません。



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-3 】

施設名	子どもの家わくわくらんど		施設所管課	青少年課
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	中島1670	設置年月日	平成10年6月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	887 m ²	延べ床面積	117 m ²
	会議室等の内容	小型遊具(ブロック等)・卓球台や6畳の畳スペースを設置。 ※コミュニティセンター湘南との複合施設		
指定管理者	湘南地区地域集会施設管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成10年6月開設、管理運営委員会から平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

子どもに遊び場を提供して、心身の健全な発達を図ることができるように施設の維持管理に努めている。近隣に新しい公園が開園し、今後も開園が予定されていることから、その地理的条件を活かして、利用促進を図っている。管理運営委員会の意見交換やアンケートにより、利用者からのニーズを把握して運営に反映させており、適正に管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

併設のコミュニティセンターと同じ指定管理者であることにより、多面的なサービス提供の相乗効果が図られている。事例として、「子どもコミセンまつり」を開催して、子どもたちと地域住民の交流の場を提供している。子どもの要望やニーズを把握することに力を入れて、利用者数推移の分析をもとに事業に反映させることで利用者増を図っている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成17年度5,673人、平成18年度5,491人、平成19年度5,458人と利用者数はほぼ横ばいで推移しており、安定した利用状況であると考えられる。

【管理運営コスト】
平成17年度及び平成18年度と比較して、平成19年度の人件費及び管理費はほぼ同額である。

【使用料】
設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者増加を図るために、サービス面での充実はもとより、ホームページをはじめとした広報媒体を利用して「子どもの家」の存在を広く周知して、施設の特性を活かした広報内容により、利用率拡大のための取り組みを行う。利用者誰もが気持ちよく利用できる居心地のよい空間スペースを常に提供するために、定期的な巡回活動を行う。とりわけ遊具等の設備については異常箇所の早期発見に努めて、計画的な修繕を事故防止の観点で実施していく。更には再訪したいと思わせる雰囲気づくりにも心がけるよう管理指導していく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	5,673	5,491	5,458

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	2,017,700	2,037,695	2,192,738
管理費	684,424	682,926	662,442
事業費	—	—	—
合計	2,702,124	2,720,621	2,855,180

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

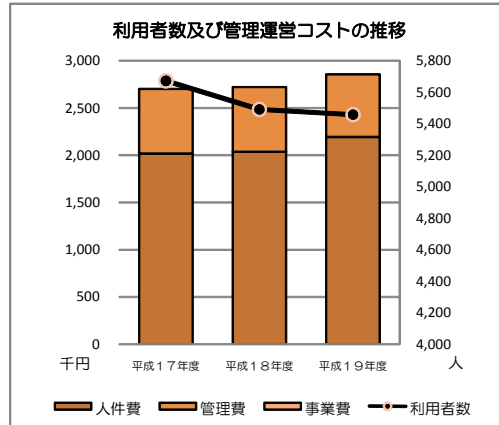
項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	476	495	523

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	5	1.12

●施設の稼働率

※子ども家は定員が設定されていないため稼働率は記載していません。



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-4 】

施設名	子どもの家茅っ子（かやっこ）		施設所管課	青少年課
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	元町１０－３３	設置年月日	平成１４年１月５日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,127 m ²	延べ床面積	128 m ²
	会議室等の内容	大型遊具・卓球台や8畳の畳スペースを設置。 ※茅ヶ崎地区コミュニティセンターとの複合施設		
指定管理者	茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成１７年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成１４年１月開設、管理運営委員会から平成１７年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

子どもに遊び場を提供して、心身の健全な発達を図ることができるように施設の維持管理に努めている。利用状況の統計や地区内の団体からニーズを集約するとともに、アンケート箱を常時設置して利用しやすい施設づくりに努めている。また、定期的に開催している利用者懇談会を通して、直接生の意見を運営に反映させるなど、適正に管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

併設のコミュニティセンターと同じ指定管理者であることにより、多面的なサービス提供の相乗効果が図られている。事例として、子どもたちの遊びの傾向を見ながら、何が求められているかを適宜把握し、遊具や蔵本に反映させたり、親子で参加できる催しを開催していることが挙げられる。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成17年度5,384人、平成18年度5,138人、平成19年度4,961人と、子どもの家としての利用者数は減少傾向である。要因として、母親がグループで来た場合には他の部屋に移ってもらっている等、個人利用に配慮していることが挙げられる。
【管理運営コスト】 平成17年度及び平成18年度と比較して、平成19年度の人件費はほぼ横ばいで推移している。管理費の平成19年度の増加は、地域集会施設との按分率見直しによる。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者増加を図るために、サービス面での充実はもとより、ホームページをはじめとした広報媒体を利用して「子どもの家」の存在を広く周知して、施設の特性を活かした広報内容により、利用率拡大のための取り組みを行う。利用者誰もが気持ちよく利用できる居心地のよい空間スペースを常に提供するために、定期的な巡回活動を行う。とりわけ遊具等の設備については異常箇所の早期発見に努めて、計画的な修繕を事故防止の観点で実施していく。更には再訪したいと思わせる雰囲気づくりにも心がけるよう管理指導していく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	5,384	5,138	4,961

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	2,016,009	2,024,655	2,069,990
管理費	28,264	32,400	709,131
事業費	—	—	—
合計	2,044,273	2,057,055	2,779,121

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

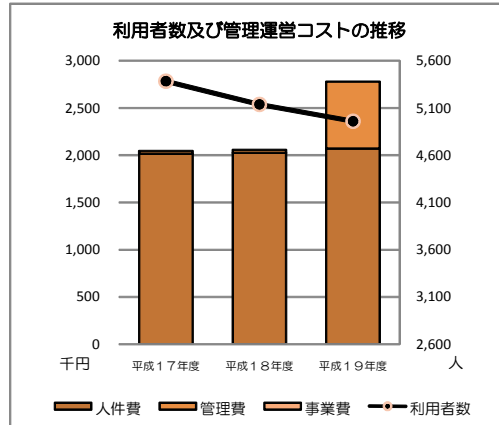
項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	380	400	560

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	6	1.12

●施設の稼働率

※子ども家は定員が設定されていないため稼働率は記載していません。



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-5 】

施設名	子どもの家さんぽみち		施設所管課	青少年課
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	西久保１８０	設置年月日	平成16年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,325 ㎡	延べ床面積	119 ㎡
	会議室等の内容	木製大型遊具・卓球台・ブロックや8畳の畳スペースを設置。 ※鶴嶺東コミュニティセンター及び浜之郷児童クラブとの複合施設		
指定管理者	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成１６年度	指定管理期間	H18.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成１６年４月開設、指定管理者制度で管理運営。			

1 指定管理業務の履行状況

子どもに遊び場を提供して、心身の健全な発達を図ることができるように施設の維持管理に努めている。利用率アップを図るために、意見を聞くためのポストを設置してニーズを幅広く収集しているほか、曜日別及び時間別の人数や利用率等の利用データを詳細に分析して、対策を講じている。また、子どもの目線に立って物事を考えることができる職員を配置するように配慮するなど、管理運営が適正に行われている。なお、併設されている児童クラブとの連絡調整は緊密におこなわれている。

2 サービス提供の状況

併設のコミュニティセンターと同じ指定管理者であることにより、多面的なサービス提供の相乗効果が図られている。事例として、子ども関係団体には事業参加を積極的に呼びかけているほか、近隣の小学校三校からは児童の作品を提供してもらい、事業開催時に展示している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成17年度7,884人、平成18年度7,620人、平成19年度7,303人と利用者数は減少傾向であるが、各年度7千人を超える利用者で推移しており、安定した利用状況であると考えられる。
【管理運営コスト】 平成17年度及び平成18年度と比較して、平成19年度の人件費及び管理費はほぼ同額である。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者増加を図るために、サービス面での充実はもとより、ホームページをはじめとした広報媒体を利用して「子どもの家」の存在を広く周知して、施設の特性を活かした広報内容により、利用率拡大のための取り組みを行う。利用者誰もが気持ちよく利用できる居心地のよい空間スペースを常に提供するために、定期的な巡回活動を行う。とりわけ遊具等の設備については異常箇所の早期発見に努めて、計画的な修繕を事故防止の観点で実施していく。更には再訪したいと思わせる雰囲気づくりにも心がけるよう管理指導していく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	7,884	7,620	7,303

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	2,011,191	2,071,104	2,235,635
管理費	714,877	661,492	655,008
事業費	—	—	—
合計	2,726,068	2,732,596	2,890,643

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

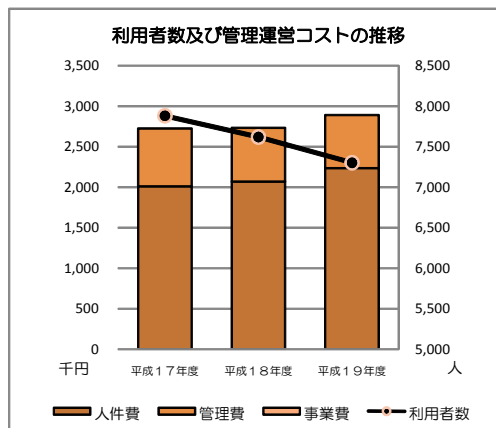
項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	346	359	396

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	3	1.12

●施設の稼働率

※子ども家は定員が設定されていないため稼働率は記載していません。



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-6 】

施設名	茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園		施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的	知的障害児通園施設運営及び児童デイサービスを行うため			
所在地	松が丘2-8-51	設置年月日	昭和50年4月1日	
休園日	①日曜日及び土曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開園時間	午前8時30分から午後6時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,815 m ²	延べ床面積	1,024 m ²
	会議室等の内容	事務室・指導室・生活指導室・会議室等 定員：知的障害児通園施設30名、児童デイサービス事業20名(利用定員)、障害児日中一時支援事業10名、一般保育体験事業(定員なし)		
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1～H22.3.31	
施設の沿革	昭和50年に開設したが、平成5年4月より茅ヶ崎市社会福祉事業団が管理運営を受託し、平成18年4月より指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

条例の目的である障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は、社会生活を営む事ができるように支援をしている。具体的には、知的障害児通園施設や児童デイサービス事業は、集団訓練を始め、こどもセンターなどと連携し行っている。また、平成19年度途中から、障害児日中一時事業や一般保育体験事業を追加し行っている。指定管理業務の推進については、指定管理者の理事会等に市担当者が出席するほか、市民のニーズに合わせたサービスができるように随時の協議を行っており、事業の適正な運営が図られている。

2 サービス提供の状況

平成19年度は、知的障害児通園施設と児童デイサービス事業を行い、障害児が日常生活や社会生活に自立できるように療育を行った。年度途中から、保護者の就労や、レスパイト(障害者を一時的に預かって家族の負担を軽くする援助サービス)を目的に障害児を預かる障害児日中一時支援事業と、障害児が一般の保育園において保育を体験する一般保育体験事業を開始した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成18年度と比較して、平成19年度の利用者数は、新たな事業を行ったことに伴い増加しているが、利用定員があることや、知的障害児通園施設の入園者は中央児童相談所の措置によるものであるため、大幅な増加は難しい。
【管理運営コスト】 人件費は、平成18年度に退職した2人及び育児休業の代替に臨時職員を充てたことを、平成19年度も引き続き続けたためほぼ同額になっている。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

障害児を取り巻く情勢は、発達障害児が大幅に増えていることや重度の障害児の対策が問題になっている。適切な管理運営コストを考えながら、市民ニーズにあったサービスを行うとともにサービスの向上を図っていく。

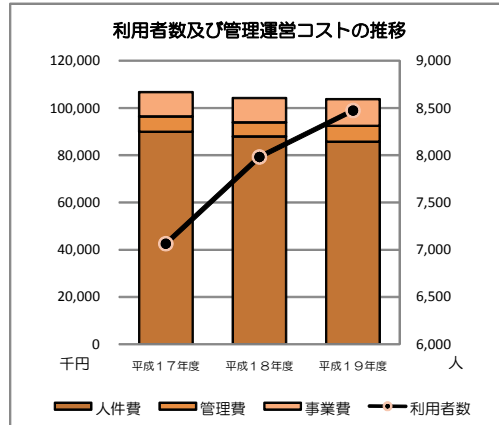
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	7,064	7,981	8,473

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	89,948,742	87,881,653	85,739,897
管理費	6,408,306	6,015,358	6,748,470
事業費	10,376,184	10,344,341	11,190,081
合計	106,733,232	104,241,352	103,678,448



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	15,109	13,061	12,236

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	12	15	20.13

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園	67.80	61.80	63.90

※茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園は出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{年間の施設の利用者数}}{\text{施設の定員} \times \text{年間の施設の開園日数}}$$

【施設番号 4-7 】

施設名	茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム		施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的	障害者の福祉の向上を図るため			
所在地	別表4-7参照	設置年月日	別表4-7参照	
休所日	①日曜日及び土曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	午前8時30分から午後5時までとする。			
建物規模	敷地面積	別表4-7参照	延べ床面積	別表4-7参照
	会議室等の内容	別表4-7参照		
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1～H22.3.31	
施設の沿革	別表4-7参照			

1 指定管理業務の履行状況

条例の設置目的である障害者の社会活動、就労支援や居場所を提供している。指定管理業務の推進については、指定管理者の理事会等に市担当者が出席するほか、市民のニーズに合わせたサービスができるように随時の協議を行っており、事業の適正な運営が図られている。

2 サービス提供の状況

地域作業所、身体障害者授産施設の運営を行っている。障害者に対し活動の場として作業を行い、それぞれ特徴のある運営をしている。また、レクレーションを行ったり、機能訓練の一環として宿泊訓練を行ったりしている。作業による工賃も障害者施設として高い水準を維持しており、障害者の自立の一つにつながっている。就労支援については、平成19年度も2名の障害者が一般企業に就労し、障害者自立支援法の理念である就労の強化に合ったサービスを提供している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 各施設には定員が定まっており、退所や長期療養により、年度ごとに増減は生じているが、平成18年度と比較して平成19年度はほぼ横ばいで推移している。
【管理運営コスト】 人件費について、平成18年度は退職した施設長の補充をしなかったため減になっていたが、平成19年度は正規職員を施設長にあてサービスに向上に努めたため増額になっている。管理費については、引き続き削減に努めている。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

市民ニーズにあった障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業、就労継続支援事業、地域活動支援センターに移行し、サービスの向上に努めていく。

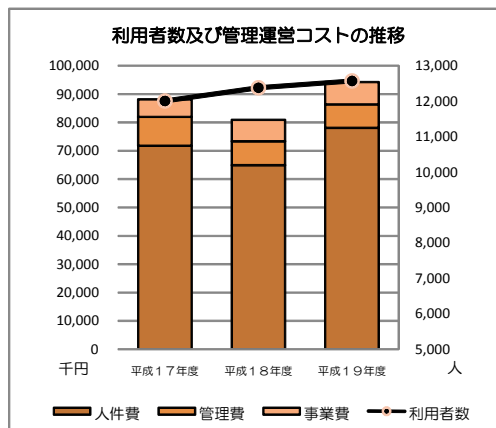
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	12,006	12,379	12,572

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	71,722,902	64,910,563	78,110,483
管理費	10,258,317	8,431,745	8,261,950
事業費	6,142,913	7,568,992	7,864,980
合計	88,124,132	80,911,300	94,237,413



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	7,340	6,536	7,496

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	9	21	19.00

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
ふれあい活動ホーム赤羽根	87.40	87.30	76.10
ふれあい活動ホームあかしあ	85.20	86.20	82.80
ふれあい活動ホーム第2あかしあ	88.80	83.10	84.60

※茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{年間の施設の利用者数}}{\text{施設の定員} \times \text{年間の施設の開所日数}}$$

別表4-7 茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームの施設の概要

施設名	ふれあい活動ホーム赤羽根		施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的	障害者の福祉の向上を図るため			
設置年月日	平成5年4月1日		所在地	赤羽根338-1
建物規模	敷地面積	540 m ²	会議室等の 内容	事務室・作業室・食堂等 定員23名
	延べ床面積	1,229 m ²		
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成4年に消防署松林出張所との併設施設として建設され、平成5年4月より茅ヶ崎市社会福祉事業団が管理運営を受託し開設した。平成18年4月より指定管理者制度に移行。			

施設名	ふれあい活動ホームあかしあ		施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的	障害者の福祉の向上を図るため			
設置年月日	平成1年10月1日		所在地	松浪1-10-4
建物規模	敷地面積	278 m ²	会議室等の 内容	事務室・作業室・食堂等 定員15名
	延べ床面積	654 m ²		
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成元年に市が設立し、福祉3団体が運営する。平成5年4月に、茅ヶ崎市社会福祉事業団が管理運営を受託した。平成18年4月より指定管理者制度に移行。			

施設名	ふれあい活動ホーム第2あかしあ		施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的	障害者の福祉の向上を図るため			
設置年月日	昭和38年10月1日		所在地	十間坂1-4-8
建物規模	敷地面積	259 m ²	会議室等の 内容	事務室・活動室等 定員25名
	延べ床面積	1,219 m ²		
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和38年に開所した共同作業所を58年に改修し、生きがい事業団が管理運営を行い、平成2年から直営となった。平成5年から茅ヶ崎市社会福祉事業団が管理運営を受託し、平成18年より指定管理者制度に移行。			

【施設番号 4-8 】

施設名	茅ヶ崎市今宿児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	今宿1225-1	設置年月日	平成13年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時までとする。ただし、学校の休業日(その日が前条の休所日に当たる日を除く。)にあつては、午前9時から午後6時までとする。			
建物規模	敷地面積	156 m ²	延べ床面積	59 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	学童保育所たんぽぽクラブ			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成13年4月1日、現所在地に公設。平成17年4月1日、管理運営委託から指定管理者制度へ移行。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は平成18年度に増加したが、平成19年度はほぼ一定となっている。
【管理運営コスト】 利用者数の増減に応じて経費もほぼ同様に増減している。
【使用料】 平成19年度に使用料(育成料)を他の児童クラブと同額まで引き上げたため、平成19年度と比較して約121万円の増額となった。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び質ともに充実することが必要になる。そのため、指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図り、児童クラブの運営の基盤を強固なものとし、より安定した運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	40	48	49

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	5,796,069	7,086,587	5,891,012
管理費	286,379	443,837	448,986
事業費	2,035,538	2,422,867	3,366,018
合計	8,117,986	9,953,291	9,706,016

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	3,376,900	4,118,700	5,336,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	202,950	207,360	198,082

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

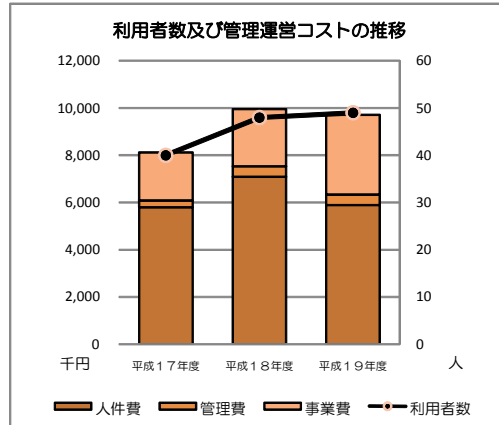
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	1	4	2.93

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
保育スペース	66.00	62.00	64.00

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{1年間の出席児童数}}{\text{1年間の在籍児童数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-9 】

施設名	茅ヶ崎市梅田児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	茅ヶ崎 1－5－46	設置年月日	昭和59年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時までとする。ただし、学校の休業日(その日が前条の休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前9時から午後6時までとする。			
建物規模	敷地面積	468 m ²	延べ床面積	97 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ ※梅田文化財収蔵庫との併設		
指定管理者	梅田学童保育所つくしんぼクラブ			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成14年4月1日、現所在地に公設。平成17年4月1日、管理運営委託から指定管理者制度へ移行。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。
施設面では、入所児童数増加に対応するため、平成18年度から分室を設け、よりよい保育環境を確保した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 JR茅ヶ崎駅に近いこの地域は、マンション等が建設された結果、小学校低学年児童がいる共働き世帯が増加し、それに伴い利用者も増加する傾向にある。平成18年度と比較して、平成19年度は14人増加した。
【管理運営コスト】 平成17年度及び平成19年度と比較して、平成18年度の管理費が増加したのは、施設増設のためである。その他の経費については、利用者数の増加に伴う増加となっている。
【使用料】 利用者数の増加に伴い、平成18年度と比較して平成19年度の収入は、約98万円増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、第2児童クラブを設置、公設化することによって安定した運営を行い、管理していく。また、指導員の配置数及び質ともに充実することが必要になるため、指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図り、児童クラブの運営の基盤をより強固なものとする。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	82	95	109

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	9,763,353	13,315,811	13,951,798
管理費	2,649,696	7,031,887	2,431,742
事業費	1,738,595	1,120,987	2,460,649
合計	14,151,644	21,468,685	18,844,189

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	6,495,612	10,273,526	11,261,902

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	172,581	225,986	172,882

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

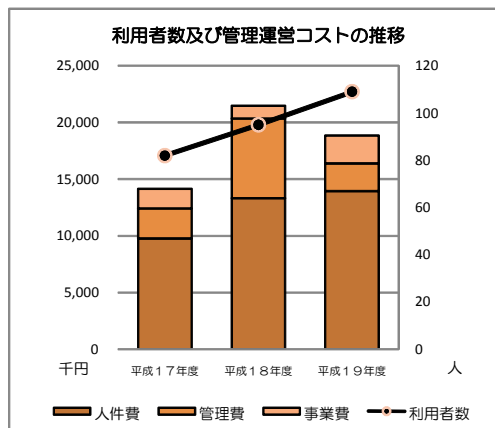
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	3	8	6.52

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
保育スペース	62.00	65.00	61.00

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{1年間の出席児童数}}{\text{1年間の在籍児童数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-10】

施設名	茅ヶ崎市浜須賀児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	白浜町3ー24	設置年月日	平成13年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時までとする。ただし、学校の休業日(その日が前条の休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前9時から午後6時までとする。			
建物規模	敷地面積	160 m ²	延べ床面積	78 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	おおなみクラブ			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成15年4月1日、現所在地に公設。平成17年4月1日、管理運営委託から指定管理者制度へ移行。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。また、浜須賀児童クラブは学校敷地を区分して設置されており、屋外での遊びも指導員の引率のもと道路を通ることなく校庭で自由に遊ぶことができる。施設面では、入所児童数増加に対応するため、平成19年度から分室を設け、よりよい保育環境を確保した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 小学校低学年児童がいる共働き世帯などの増加により、利用者数は増加傾向にある。平成18年度と比較して、平成19年度は8人増加した。
【管理運営コスト】 利用者数の増減に伴い、経費も各年度を通じてほぼ同様に増減している。
【使用料】 平成18年度に使用料(育成料)を若干引き上げたため、利用者数の増減にかかわらず増額となった。平成19年度は横ばい状態である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

今後は指導員の配置数及び質を充実させることが必要となる。そのため、指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図り、児童クラブの運営の基盤を強固なものとし、より安定した運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	66	64	72

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	8,029,137	9,223,302	11,215,736
管理費	988,263	1,016,019	515,904
事業費	3,981,680	875,615	917,599
合計	12,999,080	11,114,936	12,649,239

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	5,385,300	6,183,400	6,209,100

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	196,956	173,671	175,684

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

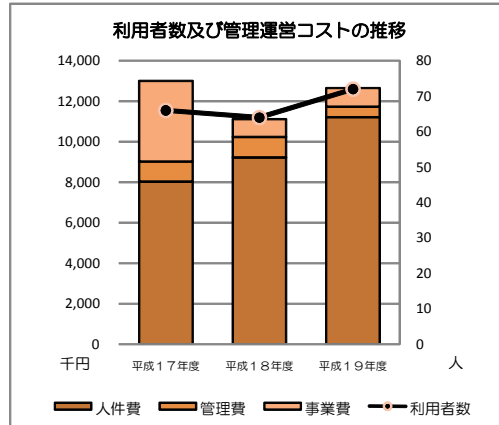
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	9	5.16

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
保育スペース	61.00	62.00	61.00

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{1年間の出席児童数}}{\text{1年間の在籍児童数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-11】

施設名	茅ヶ崎市浜之郷児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	西久保180	設置年月日	平成10年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時までとする。ただし、学校の休業日(その日が前条の休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前9時から午後6時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,325 m ²	延べ床面積	99 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ ※鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちとの複合施設		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成16年度	指定管理期間	H18.4.1～H22.3.31	
施設の沿革	平成16年4月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。また、浜之郷児童クラブでは、子どもたちが音楽にふれる機会を増やすため、バイオリンとピアノの合奏を指導員自ら演奏して聴かせる等している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は各年度を通して若干減少傾向である。
【管理運営コスト】 利用者数の減少に伴い、経費も各年度を通して減少している。
【使用料】 利用者数の変化に伴い、収入もほぼ同様に変化している。平成18年度と比較して、平成19年度は横ばい状態である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

今後は指導員の配置数及び質を充実させることが必要となる。そのため、指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図り、児童クラブの運営の基盤を強固なものとし、より安定した運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	57	54	52

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	8,909,246	9,341,681	8,225,071
管理費	612,379	698,443	826,536
事業費	4,554,783	2,087,492	2,024,232
合計	14,076,408	12,127,616	11,075,839

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	7,443,300	5,641,000	5,938,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	246,955	224,585	212,997

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

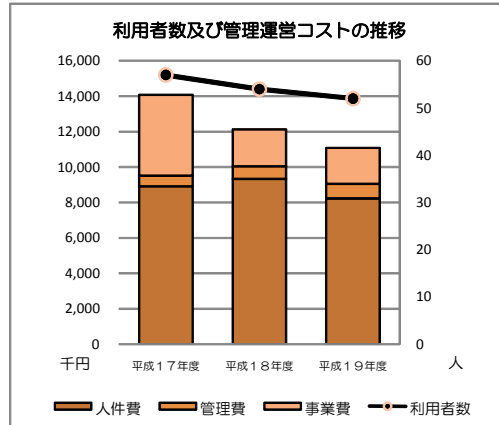
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	7	3.18

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
保育スペース	69.00	69.00	67.00

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{1年間の出席児童数}}{\text{1年間の在籍児童数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-12】

施設名	茅ヶ崎市小出児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	堤 1 9 6 7	設置年月日	平成10年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時までとする。ただし、学校の休業日(その日が前条の休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前9時から午後6時までとする。			
建物規模	敷地面積	96 m ²	延べ床面積	83 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成 1 7 年度	指定管理期間	H18.1.1～H22.3.31	
施設の沿革	平成 1 8 年 1 月 1 日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は、平成18年度と比較して平成19年度は若干減少した。
【管理運営コスト】 平成17年度の管理費は、公設化の準備に係る一時的経費の支出により増加した。平成18年度以降は利用者数に若干の増減があるものの、ほぼ一定となっていることから、管理費以外の経費もほぼ一定となっている。
【使用料】 各年度を通して、利用者数の若干の増減に応じ、使用料（育成料）も増減している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

今後は指導員の配置数及び質を充実させることが必要となる。そのため、指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図り、児童クラブの運営の基盤を強固なものとし、より安定した運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (管理委託・指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	40	42	36

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託・指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	5,592,748	6,758,655	6,492,863
管理費	3,418,995	653,553	731,188
事業費	1,423,384	984,561	935,880
合計	10,435,127	8,396,769	8,159,931

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託・指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	3,823,700	3,870,000	3,671,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託・指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	260,878	199,923	226,665

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

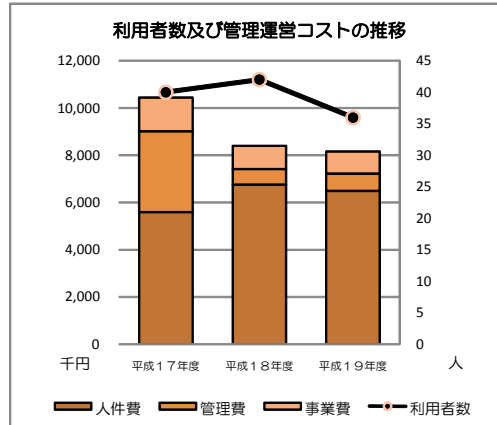
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	2	2.81

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (管理委託・指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
保育スペース	75.00	69.00	67.00

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{1年間の出席児童数}}{\text{1年間の在籍児童数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-13】

施設名	茅ヶ崎市小和田児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	小和田3-2-43	設置年月日	平成4年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時までとする。ただし、学校の休業日(その日が前条の休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前9時から午後6時までとする。			
建物規模	敷地面積	480 m ²	延べ床面積	99 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.7.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成18年7月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。また、小和田児童クラブでは、陶芸家である保護者に依頼し、子どもたちに陶芸を教える等、特色ある教室を開催している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は、平成18年度と比較して平成19年度は減少した。
【管理運営コスト】 経費は利用者数の変化にとらわれず、各年度を通して一定となっている。
【使用料】 利用者数の増減に伴い、使用料（育成料）も各年度を通して増減している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

今後は指導員の配置数及び質を充実させることが必要となる。そのため、指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図り、児童クラブの運営の基盤を強固なものとし、より安定した運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	40	45	33

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	5,848,908	6,986,435	7,427,738
管理費	1,829,230	984,510	718,983
事業費	1,345,028	996,474	819,990
合計	9,023,166	8,967,419	8,966,711

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	4,740,350	5,249,000	3,754,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	225,579	199,276	271,719

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

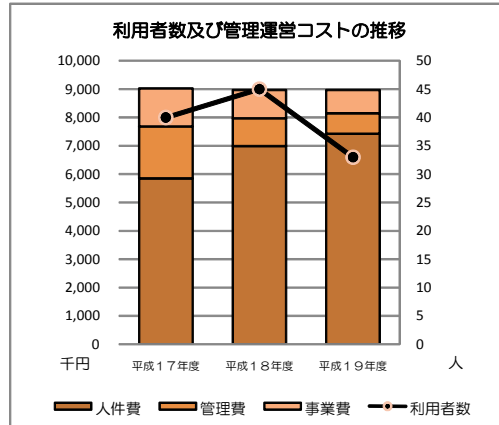
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	4	3.05

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
保育スペース	66.00	66.00	69.00

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{1年間の出席児童数}}{\text{1年間の在籍児童数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-14】

施設名	茅ヶ崎市松浪児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	富士見町２－１３	設置年月日	平成17年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時までとする。ただし、学校の休業日(その日が前条の休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前9時から午後6時までとする。			
建物規模	敷地面積	393 ㎡	延べ床面積	71 ㎡
	会議室等の 内容	保育スペース・厨房・トイレ ※茅ヶ崎市緑が浜児童クラブとの併設		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成18 年度	指定管理期間	H18.10.1～H22.3.31	
施設の沿革	平成17年4月1日に緑が浜児童クラブから分離した後、平成18年10月1日に現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。また、松浪児童クラブでは毎年夏休みの時期に太鼓教室を開催している。併設する緑が浜児童クラブと合同でイベントを行い、活発な交流が図られている。施設面では、入所児童数増加に対応するため、平成20年度から分室を設け、よりよい保育環境を確保した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成19年度の利用者数は、前年度と同様である。
【管理運営コスト】 利用者数の増加傾向に伴い、経費もほぼ同様に増加の傾向にある。平成18年度と比較して、平成19年度は約31万円の増加である。
【使用料】 児童数の増減に伴って、使用料(育成料)も増減している。平成18年度については、表記の利用者数において途中退所した児童が平成19年度より多かったため、平成19年度より少額となっている。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、第2児童クラブを設置することによって安定した運営を行い、管理していく。また、指導員の配置数及び質ともに充実することが必要になるため、指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図り、児童クラブの運営の基盤をより強固なものとする。

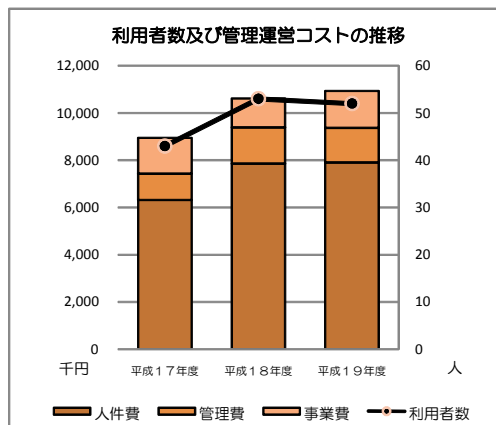
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	43	53	52

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	6,314,363	7,861,275	7,904,979
管理費	1,117,260	1,529,484	1,470,163
事業費	1,517,213	1,223,806	1,551,118
合計	8,948,836	10,614,565	10,926,260



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	3,688,200	5,280,000	6,516,500

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	208,112	200,275	210,120

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	6	3.33

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
保育スペース	53.00	63.00	59.00

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{1年間の出席児童数}}{\text{1年間の在籍児童数}}$$

【施設番号 4-15】

施設名	茅ヶ崎市緑が浜児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	富士見町2－13	設置年月日	昭和51年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時までとする。ただし、学校の休業日(その日が前条の休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前9時から午後6時までとする。			
建物規模	敷地面積	393 m ²	延べ床面積	68 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ ※茅ヶ崎市松浪児童クラブとの併設		
指定管理者	特定非営利活動法人　ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.10.1～H22.3.31	
施設の沿革	平成17年4月1日に松波児童クラブと分離した後、平成18年10月1日に現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。また、緑が浜児童クラブは松浪児童クラブと併設されているため、合同でイベントを行うことができることから、小学校間の交流が活発に行われている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 児童クラブは、1学区に1施設を設置することが市の方針となっていることから、2学区分がエリアとなる当クラブを2クラブに分離したため、平成17年度の利用者数は少ない。平成18年度は一旦増加したが、平成19年度は若干の減少傾向である。
【管理運営コスト】 利用者数の増減に伴い、経費も増減している。
【使用料】 利用者数の増減に伴い、使用料（育成料）も増減している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

今後は指導員の配置数及び質を充実させることが必要となる。そのため、指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図り、児童クラブの運営の基盤を強固なものとし、より安定した運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	26	50	44

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	4,908,379	8,972,816	7,231,209
管理費	2,644,710	1,433,639	528,384
事業費	1,067,409	1,280,046	996,054
合計	8,620,498	11,686,501	8,755,647

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	1,884,900	4,190,500	4,059,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	331,558	233,730	198,992

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

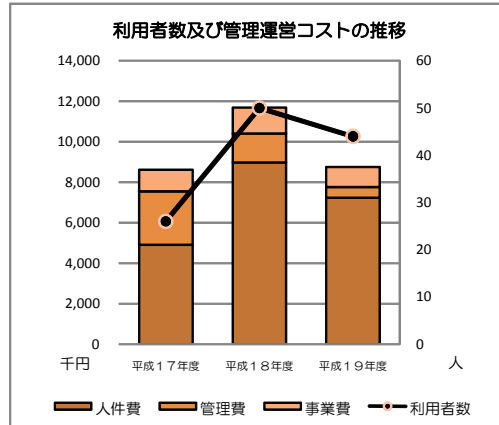
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	3	3.21

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
保育スペース	63.00	58.00	53.00

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{1年間の出席児童数}}{\text{1年間の在籍児童数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-16】

施設名	茅ヶ崎市茅ヶ崎児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	共恵１－１０－７０	設置年月日	平成4年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時までとする。ただし、学校の休業日(その日が前条の休所日に当たる日を除く。)にあつては、午前9時から午後6時までとする。			
建物規模	敷地面積	350 ㎡	延べ床面積	99 ㎡
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成19 年度	指定管理期間	H19.4.1～H23.3.31	
施設の沿革	平成19年4月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。また、茅ヶ崎児童クラブは学校敷地を区分して設置されており、屋外での遊びも指導員の引率のもと道路を通ることなく校庭で自由に遊ぶことができる。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 JR茅ヶ崎駅に近い地域であり、小学校低学年児童がいる共働き世帯などの増加により、利用者数は、増加傾向にある。平成18年度と比較して、平成19年度は13人の増加である。
【管理運営コスト】 利用者数の増加に伴い、経費もほぼ同様に増加している。平成18年度と比較して平成19年度は約120万円の増加である。
【使用料】 利用者数の増加に伴い、使用料(育成料)もほぼ同様に増加している。平成18年度と比較して平成19年度は約172万円の増加である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び質ともに充実することが必要になる。そのため、指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図り、児童クラブの運営の基盤を強固なものとし、より安定した運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	43	42	55

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	6,238,567	7,428,108	7,893,235
管理費	2,214,563	1,393,868	2,165,941
事業費	1,261,561	917,253	885,787
合計	9,714,691	9,739,229	10,944,963

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	4,043,950	4,455,000	6,180,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	225,923	231,886	198,999

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

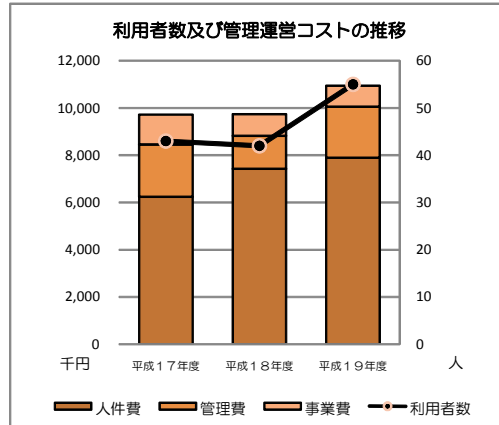
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	6	3.29

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (指定管理者)
保育スペース	52.00	70.00	62.00

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{1年間の出席児童数}}{\text{1年間の在籍児童数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-17】

施設名	茅ヶ崎市東海岸児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	東海岸南4－10－40	設置年月日	平成3年9月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時までとする。ただし、学校の休業日(その日が前条の休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前9時から午後6時までとする。			
建物規模	敷地面積	265 m ²	延べ床面積	99 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成19年度	指定管理期間	H19.7.21～H23.3.31	
施設の沿革	平成19年7月21日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。また、東海岸児童クラブは海岸に近い位置に設置されており、海岸で遊ぶことも可能となっている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 各年度を通じて45人平均で、ほぼ一定となっている。
【管理運営コスト】 平成18年度と比較して、平成19年度に公設化したことから管理費が約116万円減少した。
【使用料】 利用者数の増減に伴い、使用料(育成料)もほぼ同様に増減している。平成18年度と比較して、平成19年度は約23万円の増加である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

今後は指導員の配置数及び質を充実させることが必要となる。そのため、指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図り、児童クラブの運営の基盤を強固なものとし、より安定した運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (管理委託・指定管理者)
利用者数	46	44	49

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (管理委託・指定管理者)
人件費	5,847,682	7,070,101	7,129,994
管理費	1,968,153	2,024,371	860,529
事業費	1,558,685	1,159,403	1,071,026
合計	9,374,520	10,253,875	9,061,549

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (管理委託・指定管理者)
使用料	5,122,100	4,766,500	5,006,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (管理委託・指定管理者)
コスト	203,794	233,043	184,930

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

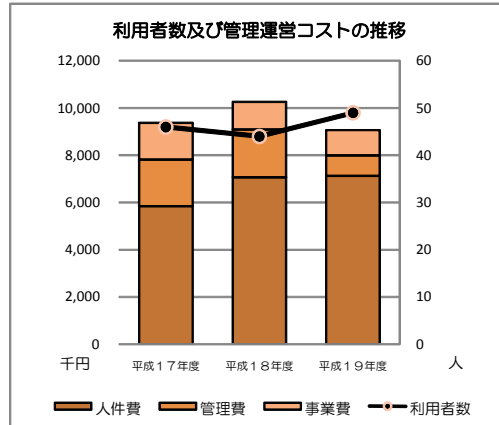
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	4	2.70

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (管理委託・指定管理者)
保育スペース	50.00	67.00	58.00

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{1年間の出席児童数}}{\text{1年間の在籍児童数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-18】

施設名	茅ヶ崎市福祉会館		施設所管課	福祉総務課
施設の設置目的	市民の福祉の増進及び福祉活動の育成発展を図るため			
所在地	中海岸2－2－42	設置年月日	昭和45年5月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時(7月から9月までにあつては、午前8時30分)から午後9時までとする。			
建物規模	敷地面積	3,933 ㎡	延べ床面積	1,852 ㎡
	会議室等の内容	ホール、大広間、集会室1から7		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18 年度	指定管理期間	H18.4.1～H20.3.31	
施設の沿革	昭和45年5月開設。平成18年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的である市民の福祉の増進及び福祉活動の育成発展のため、また、施設の利用者に高齢者が多いことからだれもが安心して使いやすいと感じる施設の提供に努めている。年2回の管理運営会議を通して、指定管理者との相互理解、意思の疎通を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

指定管理者制度導入により、施設の使用の承認、変更、取消し、利用料金の減免等を指定管理者が行うこととなり、これらの手続をその場で行うことができるようになったので利用者の利便性が向上した。また、指定管理者制度導入に合わせて7月から9月までの間、開館時間を30分早め、8時30分開館としたことにより利用者の利便性が向上した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成19年度の利用者数は、前年より5,228人増加した。要因としては、講師を招いた福祉活動が活発に行われており、また、有料団体の利用も増加傾向にあるためである。
【管理運営コスト】 平成18年度より施設管理経費が0.94%とわずかな増加となった。増加要因は光熱水費であり、施設利用者増に伴ったものである。
【使用料】 平成17年度から前年対比10%程度の利用料金増となっている。利用者数の増加が挙げられるが、有料団体や減額団体の利用が多くなっているものである。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の大半が高齢者であり、この点に配慮した管理運営と施設の改良を進めていくことが利用者の満足度の向上と利用者数の増加につながるものと考え。具体的には、点字ブロックの増設や表示板の見直し等を検討していく。

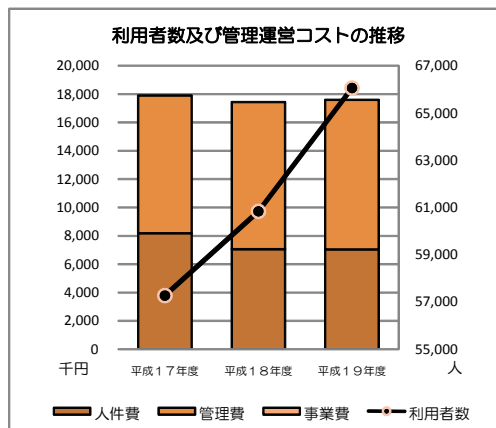
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	57,272	60,835	66,063

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	8,191,947	7,060,996	7,047,049
管理費	9,702,545	10,378,140	10,556,174
事業費	—	—	—
合計	17,894,492	17,439,136	17,603,223



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	744,970	827,730	931,626

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	312	287	266

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	1	4	4.24

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
ホール	56.21	62.00	60.57
大広間	24.51	30.00	32.46
集会室1	33.88	38.89	45.86
集会室2	20.92	22.22	21.13
集会室3	28.00	27.67	28.65
集会室4	28.87	26.44	27.23
集会室5	25.82	27.89	29.52
集会室6	22.11	22.78	20.59
集会室7	23.86	58.11	54.25

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 4-19】

施設名	茅ヶ崎市老人憩の家（皆楽荘）		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため			
所在地	堤１９２８－１	設置年月日	昭和54年3月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,356 ㎡	延べ床面積	330 ㎡
	会議室等の内容	大広間、和室、多目的室、訓練室（ヘルストロン）		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成１８ 年度	指定管理期間	H18.4.1～H20.3.31	
施設の沿革	昭和５４年開設。平成１８年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図るため、施設の維持管理に努めている。特に市民の意見や要望を取り入れるため、意見箱を設置し、利用者の満足度を高めるようにしている。また、指定管理者と情報交換の機会を設け、条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

施設の貸館業務（和室・大広間）については、受付場所と申請場所が同一になったため、利用者の利便性が向上した。また、指定管理者が複数の施設を管理していることから、従業者に対し指定管理者内で研修を実施し、接遇の向上に努めている。また、維持管理については、指定管理者が指定管理委託料の範囲内で修繕を行い維持管理に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成17年度の利用者は13,000人程度であったが、平成18年度と平成19年度は17,000人程度と増加傾向にある。
【運営コスト】 平成18年度に指定管理者制度を導入したことにより、人件費を公社職員（業務職員）から臨時職員に変更したため施設管理に関する委託料を削減することができた。
【使用料】 平成19年度の使用料収入については、平成18年度の使用料収入と比較すると約2千円の増額である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

指定管理業務について、利用者の利便性の向上のために指定管理者との協議を年4回以上実施し業務の改善点等について情報交換に努める。また、施設の維持管理について、日々の点検を強化し、指定管理者によって対応が可能な場合は、迅速な対応ができるよう指導する。
サービス提供について、利用者との意見交換会を年4回以上実施するとともに施設内に意見箱を設置し利用者の意見・要望を把握するよう指導する。
利用者数について、施設の空室を減らし利用率を向上させる為に、会報や利用案内を作成して利用者（65歳以上の人）の活動場所等に配布する等、広報活動を強化するよう指導する。

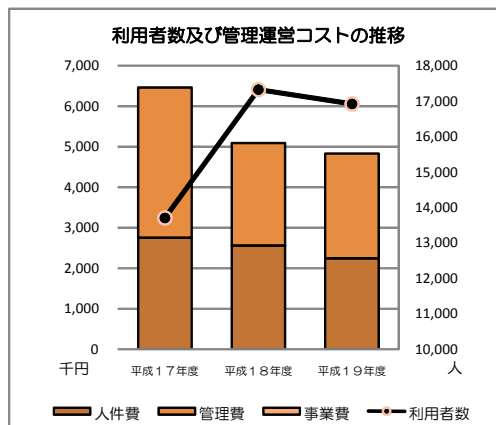
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	13,704	17,331	16,924

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	2,757,792	2,563,352	2,244,969
管理費	3,703,265	2,526,835	2,586,091
事業費	—	—	—
合計	6,461,057	5,090,187	4,831,060



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	10,600	18,500	20,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	471	294	285

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	3	1.32

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
大広間	—	66.70	64.80
和室	—	30.40	33.40

※平成17年度の稼働率のデータはありません。

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 4-20】

施設名	茅ヶ崎市老人憩の家(浜須賀会館)		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため			
所在地	松が丘2-8-63	設置年月日	昭和59年4月25日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	開館時間は、午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,316 m ²	延べ床面積	271 m ²
	会議室等の内容	大広間、和室、会議室 ※地域集会施設(浜須賀会館)との複合施設		
指定管理者	浜須賀会館管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	昭和59年開設。平成17年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図るための施設として完成し、1階に老人憩の家、調理室(63年度増築、地域集会施設)、2階に地域集会施設が併設されている。また、指定管理者と情報交換の機会を設け、条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務について、相互理解、意思疎通を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

管理運営について、年間を通して会館窓口を中心として利用者からの意見・要望・苦情を収集、定期的に役員会、運営委員会で検証し、利用者の利便性向上に努め、運営に反映させた。施設の貸館業務(和室・大広間・会議室)については、受付場所と申請場所が同一になったため、利用者の利便性が向上した。また、ラウンジを一般開放したことにより予約をすることなく囲碁や将棋を行えるようになった。地域集会施設を併設していることもあり、年に1回の浜須賀会館祭りを実施することにより地域に開かれた施設となっている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成17年度及び平成18年度は利用者が約17,500人であったが、平成19年度は16,586人(大広間、和室、会議室)となり若干の減少であった。しかし、一般開放しているラウンジの利用者が、平成19年度は4,204人であることから会館全体の利用者は増加している。

【管理運営コスト】
平成19年度は、前年度と比べて横ばい状態となっている。

【使用料】
平成19年度は、前年度と比べて横ばい状態となっている。

4 今後の業務改善に向けた考え方

指定管理業務について、利用者の利便性の向上のために指定管理者との協議を年4回以上実施し業務の改善点等について情報交換に努める。また、施設の維持管理について、日々の点検を強化し、指定管理者によって対応が可能な場合は、迅速な対応ができるよう指導する。
サービス提供について、利用者との意見交換会を年4回以上実施するとともに施設内に意見箱を設置し利用者の意見・要望を把握するよう指導する。
利用者数について、施設の空室を減らし利用率を向上させる為に、会報や利用案内を作成して利用者(65歳以上の人)の活動場所等に配布する等、広報活動を強化するよう指導する。

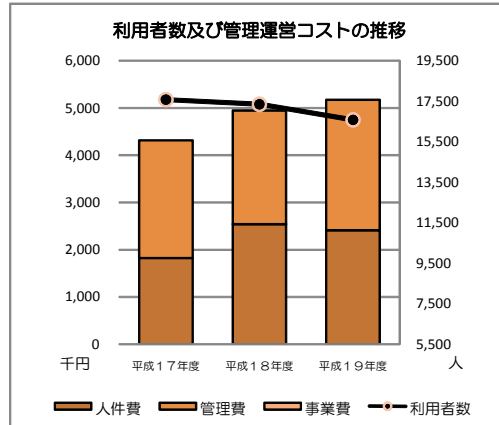
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	17,583	17,352	16,586

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	1,826,589	2,542,693	2,411,487
管理費	2,487,498	2,406,248	2,761,842
事業費	—	—	—
合計	4,314,087	4,948,941	5,173,329



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	42,800	54,100	54,950

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	245	285	312

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	7	3.20

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
大広間	53.30	58.40	48.00
和室	33.10	34.30	37.00
会議室	14.80	20.60	19.00

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 4-21】

施設名	茅ヶ崎市老人憩の家（萩園いこいの里）		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため			
所在地	萩園1215-4	設置年月日	平成13年12月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	開館時間は、午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,199 m ²	延べ床面積	907 m ²
	会議室等の内容	大広間、和室、会議室、娯楽スペース ※萩園ケアセンター及び萩園市民窓口センターとの複合施設		
指定管理者	社会福祉法人 翔の会			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成13年開設。平成18年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図るため、施設の維持管理に努めている。特に市民の意見や要望を取り入れるため、施設の利用者と懇談会を年2回ほど実施し、利用者の満足度を高めるようにしている。また、指定管理者と情報交換の機会を設け、条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

施設の貸館業務については、受付場所と申請場所が同一になったため、利用者の利便性が向上した。指定管理者の提案により、図書コーナーの設置や利用者懇談会の開催などにより施設利用の利便性の向上に努め利用者が増加傾向にある。また、ラウンジ等の余剰スペースを活用し演奏会などのイベントを開催するなど地域に根ざした運営を実施している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成17年度から平成19年度の利用者は約10,000人でほぼ横ばいとなっている。
【運営コスト】 平成18年度の管理費は、萩園ケアセンターと光熱水費の按分方法について変更したため増加している。平成19年度は、ほぼ横ばいとなっている。
【使用料】 平成19年度の利用料金収入については、平成18年度の使用料収入と比較すると9,700円の増額である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

指定管理業務について、利用者の利便性の向上のために指定管理者との協議を年4回以上実施し業務の改善点等について情報交換に努める。また、施設の維持管理について、日々の点検を強化し、指定管理者によって対応が可能な場合は、迅速な対応ができるよう指導する。
サービス提供について、利用者との意見交換会を年4回以上実施するとともに施設内に意見箱を設置し利用者の意見・要望を把握するよう指導する。
利用者数について、施設の空室を減らし利用率を向上させる為に、会報や利用案内を作成して利用者（65歳以上の人）の活動場所等に配布する等、広報活動を強化するよう指導する。

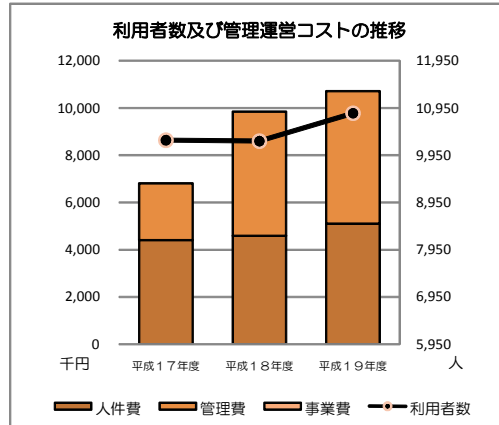
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	10,269	10,250	10,839

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	4,413,964	4,591,180	5,099,224
管理費	2,394,332	5,256,020	5,616,175
事業費	—	—	—
合計	6,808,296	9,847,200	10,715,399



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	11,050	6,200	15,900

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	663	961	989

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	5	2.52

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
大広間	—	58.50	57.10
和室	—	18.00	20.20
会議室	—	28.20	29.60

※平成17年度の稼働率のデータはありません。

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 4-22】

施設名	茅ヶ崎市老人福祉センター		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため			
所在地	新栄町1 3ー4 4農協ビル3階		設置年月日	昭和58年1月8日
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	— m ²	延べ床面積	590 m ²
	会議室等の内容	大広間、第1和室、第2和室、第1会議室、第2会議室、第3会議室		
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	昭和58年開設。平成17年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図るため、施設の維持管理に努めている。特に市民の意見や要望を取り入れるため、意見箱を設置し、利用者の満足度を高めるようにしている。また、指定管理者と情報交換の機会を設け、条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

施設の貸館業務(和室・大広間・会議室)については、受付場所と申請場所が同一になったため、利用者の利便性が向上した。また、維持管理については、簡易な修繕(障子の張り替え等)は指定管理者が実施することにより修繕料の削減に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成19年度の利用者は69,612人であった。平成17年度から毎年2000人程度の割合で増加している。
【運営コスト】 平成17年度は指定管理者制度の導入より、老人福祉センター(農協ビル3階)に専用の受付窓口を設置したため通信運搬費が前年度より増額となった。平成18年度以降は横ばい状態となっている。
【使用料】 平成19年度の利用料金収入については、平成18年度の使用料収入と比較すると6,400円の増額である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

指定管理業務について、利用者の利便性の向上のために指定管理者との協議を年4回以上実施し業務の改善点等について情報交換に努める。また、施設の維持管理について、日々の点検を強化し、指定管理者によって対応が可能な場合は、迅速な対応ができるよう指導する。
サービス提供について、利用者との意見交換会を年4回以上実施するとともに施設内に意見箱を設置し利用者の意見・要望を把握するよう指導する。
利用者数について、施設の空室を減らし利用率を向上させる為に、会報や利用案内を作成して利用者(65歳以上の人)の活動場所等に配布する等、広報活動を強化するよう指導する。

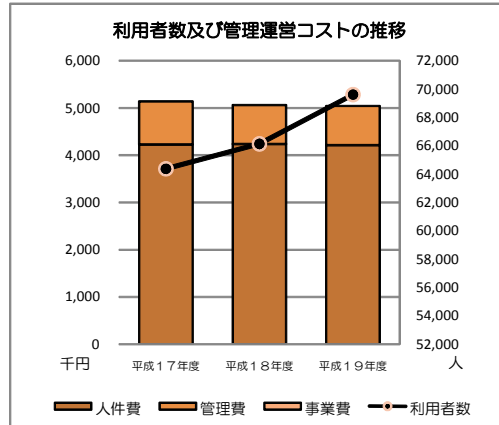
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	64,378	66,138	69,612

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	4,230,185	4,236,626	4,216,037
管理費	910,581	826,718	826,664
事業費	—	—	—
合計	5,140,766	5,063,344	5,042,701



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	7,300	2,900	9,300

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	80	77	72

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	7	2.37

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
大広間	—	77.90	77.75
第1和室・第2和室	—	49.80	50.77
第1会議室	—	66.60	68.40
第2会議室	—	43.60	47.21
第3会議室	—	67.10	69.27

※平成17年度の稼働率のデータはありません。

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 4-23 】

施設名	茅ヶ崎市松林ケアセンター		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図るため			
所在地	松林3-9-28	設置年月日	平成10年12月1日	
休館日	①第2日曜日及び第4日曜日②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,702 m ²	延べ床面積	715 m ²
	会議室等の内容	1階：相談室、食堂、浴室、日常動作訓練室、介護機器展示コーナー、 2階：介護者教育室、会議室 ※市営松林住宅（シルバーハウジング）と併設		
指定管理者	社会福祉法人			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成10年12月に茅ヶ崎市営松林住宅（高齢者向け住宅）との複合施設として建設された。平成17年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。地域の高齢者が住み慣れた家庭環境のなかで安心して老後を送ることができるよう、介護ニーズの把握とそれに相応しいサービスの提供に努めている。

2 サービス提供の状況

介護保険法に基づく通所介護事業（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、居宅介護支援（ケアマネジメント）および施設の維持管理を行っている。また、介護保険外のサービスについても、市及び関係機関等と連携して地域の高齢者および介護者に対して相談や助言を行い、高齢者の不安や介護者の悩みを解消する一助となっている。この他にも市委託事業として地域支援事業の転倒予防教室や家族介護教室等を実施している。なお、通所介護の利用定員について、平成19年11月より30名から35名に変更した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 通所介護の利用定員は35名であり、各年度を通しての利用者は約7,800人である。平成19年11月より通所介護の利用定員を30名から35名に変更したこともあり、平成18年度と比較して利用者は増加傾向にある。
【管理運営コスト】 職員数が増加したこと、経験年数加算により退職給付引当金額が増加したため、各年度を通して人件費が増加した。ただし利用者数が増えているため、利用者ひとりあたりのコストは低下している。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

通所介護（デイサービス）を実施している民間の事業所が増えている中、公設のケアセンターという特色を生かして、市及び関係機関等と連携し、地域の高齢者福祉の向上に努める。具体的には、地域の高齢者や介護者に対しての相談・助言や、地元の小中学校との交流、介護実習生の受け入れ等について積極的に取り組み、地域に開かれた施設として住民に親しまれるよう、事業展開をしていく。

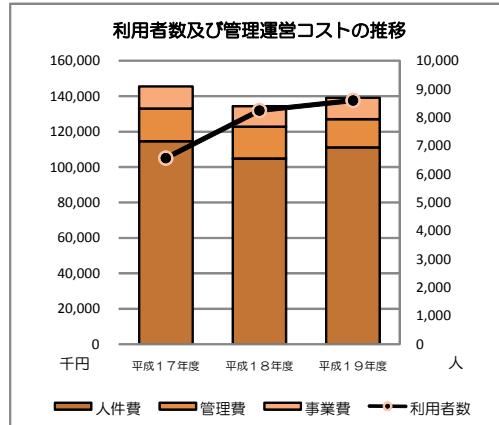
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	6,565	8,244	8,599

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	114,495,385	104,783,045	111,013,956
管理費	18,543,188	17,959,923	16,033,005
事業費	12,449,308	11,610,438	11,977,528
合計	145,487,881	134,353,406	139,024,489



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	22,161	16,297	16,168

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	15	41	28.26

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
相談室	40.00	40.00	40.00
食堂・浴室・日常動作訓練室	71.50	88.60	87.48

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 4-24】

施設名	茅ヶ崎市元町ケアセンター		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図るため			
所在地	元町１０－３３	設置年月日	平成13年12月1日	
休館日	①第2日曜日及び第4日曜日②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,127 ㎡	延べ床面積	527 ㎡
	会議室等の内容	介護機器展示コーナー、浴室、介護者教育室、相談室、日常動作訓練室、食堂 ※茅ヶ崎地区コミュニティセンター、在宅介護支援センター、子どもの家茅っ子（かやっこ）との複合施設		
指定管理者	社会福祉法人 麗寿会			
指定管理者制度導入年度	平成17 年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成13年12月に茅ヶ崎地区コミュニティセンター、在宅介護支援センター、子どもの家茅っ子（かやっこ）との複合施設として建設された。平成17年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。地域の高齢者が住み慣れた家庭環境のなかで安心して老後を送ることができるよう、介護ニーズの把握とそれに相応しいサービスの提供に努めている。

2 サービス提供の状況

介護保険法に基づく通所介護事業（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、居宅介護支援（ケアマネジメント）および施設の維持管理を行っている。また、介護保険外のサービスについても、市及び関係機関等と連携して地域の高齢者および介護者に対して相談や助言を行い、高齢者の不安や介護者の悩みを解消する一助となっている。この他にも市委託事業として地域支援事業の運動機能向上教室や家族介護教室等を実施している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 通所介護の利用定員は25名であり、各年度を通しての利用者は約4,680人であり、若干減少している。要因としては、民間の小規模デイサービス事業所が増加しつつあること、市の地域支援施策として委託事業となった特定高齢者事業の実施によりデイサービス事業の日数が減少したことが挙げられる。
【管理運営コスト】 平成18年度と比較して、平成19年度は市の地域支援施策として委託事業となった特定高齢者事業の実施に伴い、デイサービス事業の日数が減少したことによりスタッフの人件費が削減された。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

通所介護（デイサービス）を実施している民間の事業所が増えている中、公設のケアセンターという特色を生かして、市及び関係機関等と連携し、地域の高齢者福祉の向上に努める。具体的には、地域の高齢者や介護者に対しての相談・助言や、地元の小中学校との交流、介護実習生の受け入れ等について積極的に取り組み、地域に開かれた施設として住民に親しまれるよう、事業展開をしていく。

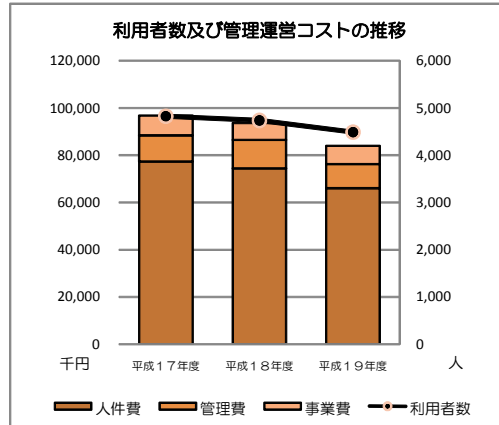
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	4,824	4,737	4,490

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	77,372,128	74,412,251	66,089,644
管理費	11,058,458	12,105,885	10,161,564
事業費	8,345,224	7,077,527	7,681,861
合計	96,775,810	93,595,663	83,933,069



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	20,061	19,758	18,693

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	8	15	15.51

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
介護者教育室	33.00	33.00	33.00
食堂・浴室・日常動作訓練室・相談室	67.50	73.70	69.90

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 4-25 】

施設名	茅ヶ崎市萩園ケアセンター		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図るため			
所在地	萩園1215-4	設置年月日	平成13年12月1日	
休館日	①第2日曜日及び第4日曜日②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,198 m ²	延べ床面積	905 m ²
	会議室等の内容	介護機器展示スペース、相談室・介護相談室、食堂、日常動作訓練室、浴室 ※萩園いこいの里、萩園市民窓口センターとの複合施設		
指定管理者	社会福祉法人 翔の会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成13年12月に萩園いこいの里、萩園市民窓口センターとの複合施設として建設された。平成17年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。地域の高齢者が住み慣れた家庭環境のなかで安心して老後を送ることができるよう、介護ニーズの把握とそれに相応しいサービスの提供に努めている。

2 サービス提供の状況

介護保険法に基づく通所介護事業（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、居宅介護支援（ケアマネジメント）および施設の維持管理を行っている。また、介護保険外のサービスについても、市及び関係機関等と連携して地域の高齢者および介護者に対して相談や助言を行い、高齢者の不安や介護者の悩みを解消する一助となっている。この他にも市委託事業として地域支援事業の家族介護教室を実施している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 通所介護の利用定員は25名であり、各年度を通しての利用者は約5,470人である。大きな変動はないが、若干減少している。これは民間の介護サービス事業所の増加が主な要因と考えられる。
【管理運営コスト】 各年度を通して全体のコストは落ちている。主な要因は、制度改正による介護報酬の減収に伴い、法定範囲内で訪問介護の登録ヘルパーや通所介護職員を減員したことがあげられる。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

通所介護（デイサービス）を実施している民間の事業所が増えている中、公設のケアセンターという特色を生かして、市及び関係機関等と連携し、地域の高齢者福祉の向上に努める。具体的には、地域の高齢者や介護者に対しての相談・助言や、地元の小中学校との交流、介護実習生の受け入れ等について積極的に取り組み、地域に開かれた施設として住民に親しまれるよう、事業展開をしていく。

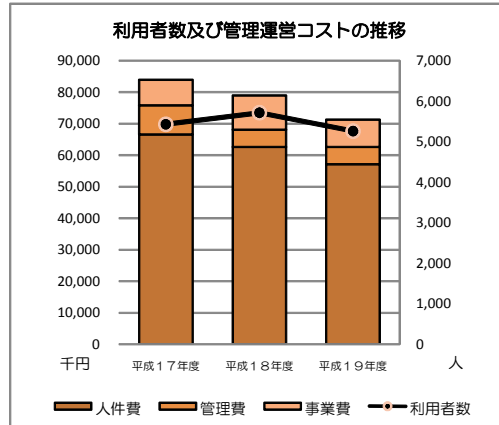
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
利用者数	5,433	5,717	5,263

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
人件費	66,576,629	62,590,058	57,137,530
管理費	9,239,619	5,516,991	5,499,306
事業費	8,123,340	10,848,331	8,648,135
合計	83,939,588	78,955,380	71,284,971



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
コスト	15,450	13,811	13,545

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	3	10	7.42

※常勤職員換算後の人数は平成19年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)
相談室	25.00	25.00	25.00
介護相談室	25.00	25.00	25.00
食堂・浴室・日常動作訓練室	70.80	74.20	68.57

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

指定管理者制度を導入した施設の管理運営状況に関する報告書【平成20年度版】
平成21年（2009年） 月発行 100部

発行 茅ヶ崎市

編集 企画部行政管理課地方分権担当

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-87-8118

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

メールアドレス gyouseikanri@city.chigasaki.kanagawa.jp